

平成 2 8 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 6 日」	
*	開会年月日時 平成28年6月7日 午前10時00分
*	閉会年月日時 平成28年6月7日 午後 4時01分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	まず初めに、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営 委員長	議会運営委員会開催のお願いをいたします。本日12時30より議会運営委員会を開催したいと思います。議題は長野八ヶ岳農業協同組合より要請書が届きましたので、その取扱い、その他であります。よろしくお願いいたします。
議 長	ここで暫時休憩といたします。 (ときに10時03分)
議 長	(ときに10時05分) 休憩の理由についてご説明させていただきたいと思います。ご承知の通り受付の順番と、くじを引いた順番があるわけですが、事務方におきまして受付の順番を発言の順番にしてしまったという手違いがございました。発言者にただ今、ご了承をいただき、お手元に配布しました順位通りに質問を進めさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。十分注意して対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。また、本日は大変お忙しい中、傍聴の皆さんご苦勞様でございます。よろしく傍聴をお願いしたいと思います。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 本日、答弁のため、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。
<u>○ 日程第1 陳情第2号の取下げ</u>	

議 長	<p>日程第1、陳情第2号 燃料供給業者選定についての検討依頼の陳情取下げ についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。陳情第2号につきましては、陳情者から会議規則第20条の規定により、取り下げたいとの申出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって陳情第2号の取下げは、許可することに決定いたしました。</p>
<p><u>○ 日程第2 一般質問</u></p>	
議 長	<p>日程第2、本日は、会議規則第61条の規定により、一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する同第63条の規定により、質問は、左の欄の同一事項について原則として3回までとしますので、ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、順次質問を許します。</p>
議 長	<p>初めに第7番 篠原恒一議員の質問を許します。篠原恒一君。</p>
<p><u>第7番 篠原 恒一 議員</u></p>	
7番議員	<p>7番、篠原恒一です。通告に従いまして一般質問をさせていただきますがよろしくをお願いします。まず1点目ですが、介護保険制度の内、要介護1及び2を保険対象外とする方向で検討されていることについて考えをお聞かせいただきたいと思いますが、内容的には本年3月22日付けの新聞報道の中で厚生労働省は介護保険の介護の必要度の軽い要介護1、2向け訪問介護の内、掃除や買い物等の生活援助サービスを保険から外し、自己負担とする方向で検討に入ったということでございます。本年2016年中に結論を出すということで報道されています。費用の負担増からサービスを利用できなくなる高齢者が増加するとともに、サービスを提供している町内の事業者でも事業収益の減少は免れず、経営にも影響を及ぼすのではないかと思います。新聞報道の中に上越の例が載っていますが、少し紹介しますが、上越市で1人暮らしをしている99歳の方は要介護2で訪問介護週7日、毎日利用している。足腰が弱く、1度座ると立ちあがり辛い、自分で入浴するのも困難だ。買い物や調理、掃除等ホームヘルパーの支援を受けている。費用は月10万</p>

	<p>円。今は自己負担1割の約1万円で済み、安心して毎日利用している。これが全て自己負担となると毎日の利用は難しいという意見が出ています。それから事業者においても、事業自体の引き受け手がなくなり、介護難民が出かねないと危惧している。これはJAで経営している介護の関係の施設の方が申していることでございます。当町の実態について資料の作成を依頼して、提示してもらってありますので現状の説明を中島町民課長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>おはようございます。説明をさせていただきます。本日一般質問の資料綴り1ページの方をお願いいたします。表が3つ掲げてございます。3番目になります、介護サービス利用状況ということでございます。今7番議員さんおっしゃいましたように春先の新聞報道、農業新聞、東京新聞の方で生活介護、訪問介護の内の生活援助の部分について、おっしゃられましたように保険から外すと。年内には結論を出して、2017年の通常国会で法改正を目指すというような報道があったわけでございます。3番の方でそのサービスの分だけを抜粋して求めてございます。事業所、このサービスを行っている3月分として行った事業所は左に4つありますように、町の社協、それから町のねむの木、それから佐久市の敬老園、小諸市寿園ということですが、佐久市、小諸市につきましては有料老人ホームに入られている方へのサービスということになります。要介護1の方でこのサービスを受けられた方は全体で17名。サービス費として約57万円ということでございます。要介護2では8名の方が受けており、サービス費として30万円。計25名の方が87万円あまりのサービスを受け、この内の1割が本人負担というかたちになるということになります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>7番議員</p>	<p>ありがとうございます。この資料をよく見ていただければ分かる通り、小海町では社協関係20名、その他含めて25名が3月分の提供を受けている。合計でいきますと、月に87万円程かかっているわけですが、これが全くサービスを受けられない、事業者も引き受けられない、費用がかさむので受けたくても受けられないとなりますと大変なことになる。現状でも町社協でいきますと、1年間に989万9160円サービス費がかかっている。全体では1年間で1043万8560円ということになるかと思えます。これらが全部自己負担ということになって利用者が少なくなりますと、このサービスを提供している事業者も大変収支、収入の関係で影響を受けるということで大変な事態になるのではないかという気がするわけでございます。一方で経済的にサービスを受けたくても受けられないからというかたちの人が出て</p>

	<p>くると介護難民が発生するのではないかという恐れがあると思います。これが来年度実施になるのか、再来年度実施になるのかそれは未定でございますけれども、今からそれらについて対応を考えていかなければ町としてもいけないのではないかという気がするわけです。そこで今後の対応策として町長の考えをお聞かせいただきたいと、そのように思いますがよろしくをお願いします。</p>
町長	<p>おはようございます。また傍聴の皆さん、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。今篠原議員さんからお話があったように厚生労働省におきましては、介護度1及び2の訪問介護の内、特に掃除であるとか、あるいは買い物、あるいは料理とか洗濯、こういったことについて保険から外して原則として自己負担にしていきたいと、こういった検討に入ったということでございます。現在ヘルパーさん頼りの高齢者の皆さんが今課長から報告がありましたように、町においては3月の1カ月を対象とした場合には25の方がおられるということでございます。この皆さんがこれまでは1割の負担で良かったわけですが、10割負担というかたちになってしまうということでございます。考え方として多分、平成30年度から始まります第7期の介護保険事業から開始されるのではないかとということが予想されます。当然外さないで現状のままずっと行くということが一番いいわけでございますけれども、開始されるまでには若干の時間的な余裕がございます。サービスの低下、あるいは大きな自己負担増につながらないように、その方法について検討を開始してまいります。出来る限り現在サービスを受けている皆さんに負担増がかからないような方向で進めたいと考えていますのでよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
7番議員	<p>力強いお答えをいただきましてありがとうございます。ぜひとも法がそういう形になった場合には、町としてもそういう人たちに不安を抱かせることのないように一つ手配をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは2点目に移らしていただきます。本年度4月1日より供用開始となった佐久平斎場の利用についてということで、若干私の想いを提案型ということで町長のお考えをお聞かせいただければと思ひます。町制施行60周年の節目の年を迎え、当時生まれた人が60歳を迎えました。施行当初20代半ばから30代の青年だった皆さんが、新生小海町のため一生懸命努力した結果、今日の小海町があると思ひます。当時私は16歳、町長さんは10歳くらいだと思ひますけれども、その人たちが80代半ばから90代半ばとなっ</p>

てきています。昭和一桁生まれ、昭和元年の人が90歳、大正5年の方はもう100歳ということでその人たちはそういう年になってきています。人生の終焉をぼつぼつ迎えようとしている時に来ているのではないかと、そんなふうに思います。町のために尽力してくださった人たちに町として感謝の気持ちを込めて送ってやったらと思い、私なりに提案させていただきます。佐久平斎場、佐久広域連合にて運営する利用料の内、火葬料を町で負担してやれないかということでございます。現在12歳以上2万3,000円。これは待合室の利用料含んで利用料2万3,000円ということになっています。参考までに町長さんには資料提供させてもらっていますけれど、今年4月に親戚の葬儀のために私が生坂村へ行った折、火葬場のパンフレットをもらってきましたが、この火葬場は名称が安曇野松筑広域環境施設組合、広域豊科葬祭センターという名称で平成13年2月16日に大改造をして15年経過しています。現地は豊科の田沢というところにあります。火葬炉は5基ありまして、その他にペット用の小型が1基ということで、佐久平斎場より火葬炉が2基少ないわけですが同程度の規模ということで大変立派な施設でございます。対象の市町村は安曇野市、松本市、筑北村、麻績村、生坂村、山形村、2市4村にて運営されています。火葬料は7,000円ということで一律でございますが、この火葬料7,000円のところでございますけれども、その内、安曇野市と松本市、生坂村、山形村、このところにつきましては無料。無料でないところは筑北村と麻績村の2村ということで、無料で、市町村で負担しているということで大変その辺がびっくりしたわけで、小さい生坂村1千何百人というような人口のところの生坂村が無料で村が負担してやっているということに大変驚いたわけです。資料を頂いていますが、小海町の年間の死亡者は平均で86.2名。町長さんに聞いたら大体80人前後でこれからも推移するのではないかというような予想で見ておられるようです。一方で町の27年度の新生児の数は28人ということで、平均しますと過去5年間で25.4人というような人数になっているように表からは見られませんが、ご存じのように町では子育て支援という中で新規出生者に対しては先の議会で祝い金1人30万円というような大変大きな助成をして、安心してお子さんが産めるようなところへ来ているのではないかと思います。そこでよく昔からゆりかごから墓場までと言われていたように見られますけれども、当町でのゆりかご対策はここ数年の取り組みが充実し、子育て関係については上を見ればきりが無いけれども、大変良くなったと私なりに思っています。一方で先ほども説明しましたが、町のために青年時代から尽くされた故人の

	<p>尊厳に対しての気持ちが今一薄いような気がします。そこで人生の最後を迎えた人に対して町として気持ちを込めて表していったらどうか、このようなことは他の市町村より先駆けて小海町が取り組んでいくことに大変意義があると、このように私は思います。町長任期中に方向付けがされたら大変幸せだと思います。また、これが実現すれば故人も草葉の陰で大変町長さんに感謝するのではないかと。そんな気がしていますので、私のあくまでも考えでの提案ですので、町長の今後の心の中を一つお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。当然安曇野の火葬場と斎場、佐久の斎場というのは規模、あるいは建設費、そしてまた利用者数、こういったものに違いがあるのだと思います。今篠原議員さんがおっしゃったように4市町村において火葬料7,000円について市町村で全てご負担をしているということのお話をお聞きしました。しかし、佐久斎場につきましては基本的な考え方として、火葬使用料の利用負担を原則としては全てご負担いただくわけでございますけれども、その内の3分の1を公費で賄うということを従来通り決めたところでございます。その結果、今まで1万1,300円だったものが2万3,000円、約2倍になったということでございます。市町村で減額するならば町単独で償還払いという方法もあるわけでございますけれども、現時点において市町村独自で減額している市町村はないということでございます。今篠原議員さんがどこよりも先駆けてというお話しも頂戴いたしました。これにつきましては私も平成20年から連合の副連合長としてこの料金決定について参画してまいりました。実際には供用がこの4月から開始されたばかりである。また、火葬を取り巻く今後の情勢を見極めたうえで出来るだけ早く判断してまいりたいと考えているところでございます。最後に家族をお見送りする場として非常に明るく、素晴らしい斎場ができたわけでございますけれども、それに伴いまして料金も引き上げになったということでございます。今後の課題として出来るだけ早く方向付けをしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
7番議員	<p>ぜひとも前向きに検討して、町長任期中に実施ができるようになれば幸せですのでよろしくお願いいたします。参考までに子供の出生の場合には町で30万円というかたちのなかで祝い金を出す。27年度が平均で25.4人と見ますと、年間762万円というような助成になるわけです。一方で私の提案したことが、例えば平均で町の死亡者数が86.2名としますと2万3,000円を行政の方で見てやっても、198万2,600円ということでも金額的にもそれ</p>

	<p>ほど多くなならないわけで、そのくらいは何とか今まで苦勞して町のために働いてくれた人がいよいよそういう時になったときには、そのような気持ちを込めてそのくらいのことはやってもらってもいいのではないかと、そのような気もしますので、ぜひとも前向きに町長さんよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第7番 篠原恒一議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第4番 篠原 憲雄 議員</u></p>	
議 長	<p>次に第4番 篠原憲雄議員の質問を許します。篠原憲雄君。</p>
4 番議員	<p>4番、篠原憲雄です。通告に従いまして質問いたします。</p> <p>子宮がん検診、子宮がん予防接種について質問いたします。28年度予算に子宮頸がん予防接種費用として45万3,000円計上されていますが、全国で予防接種で、全身に痛みや様々な症状を訴え、副作用に苦しんでいる高校生が国や製薬企業に副作用の現実や国の責任を裁判で認めて欲しいと集団訴訟に発展しつつありますが、町では予算計上がなされている予防接種について実施しているのか、また安全なのかどうか見解を伺います。</p>
町民課長	<p>お答えをいたします。子宮頸がんの予防接種につきましては、子宮頸がん予防ワクチンというものは世界保健機構、WHOが、その接種を推奨して、多くの先進国で公的接種として予防に役立つとされているものでございます。小海町では予防接種代を無料としまして、平成22年度で3人、23年度で89人、それから24年度で23人の方が接種を受けたところでございます。ところが全国的な中でまれに呼吸困難やじん麻疹、さらには手足に力が入らなくなったり、頭痛、嘔吐、意識低下などの重い副反応、副作用などの報告がありまして、平成25年の6月ですけれども、厚生労働省が予防接種の積極的な勧奨をやめたということがございます。ですので、その予防接種のメリットとリスクを理解した上で接種を受ける人の判断に任されたところでございます。そういった後、小海町では平成25年度7名。これには平成24年度で何回かの接種を受け、平成25年度で最後の接種といったケースもございますけれども、平成25年度で7名受けました。ただ平成26年度以降、26年度、27年度の2年度につきましては接種を受けた方がいないという状況でございます。また町の接種者の中には重い副反応の報告はございません。安全かということ聞かれますと100%安全とは言えないということにな</p>

	<p>るかと思ひます。確率的には相当低い率でやはり副反応というものが出てしまうようでございます。ただ町が、希望者があつた場合にいつでも受けられるようにというかたちで予算は毎年計上させていただいてるところでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
4 番議員	<p>今の説明でいけば、希望者には予防接種するというようなかたちだと思ひますが、ぜひいろいろな問題等が発生しないように十分慎重な対応をやっていただきたいということをお願いいたします。</p> <p>それでは次の質問をいたします。町の駅直売所について質問いたします。町の駅直売所構想について積極的に取り組んでいると思ひますが、町の活性化となるよう期待しているところです。現状と今後の構想はどのようか伺ひます。</p>
産業建設課長	<p>お疲れ様でございます。それでは町の駅直売所につきまして現状についてまず報告いたします。皆さんご存じの通り加工直売所は障がい者自立支援の施設であるひまわりさんと共同の建物ということで平成17年にオープンしまして、現在11年が経過している状況です。この度ひまわりさんが旧北牧児童館の方へ移転したという中で空きスペースができました。今回最後のチャンスということで捉えまして直売所を改修工事します。改修に当たりまして町の基本的な考え方としまして、現在加工直売所を行政主導で運営しているわけですけれども、民間運営に移していきたい。加工事業、販売事業をより活発化させて売り上げを伸ばして、今現在赤字なのですけれども、赤字の解消に向けていきたい。地産地消の推進ですとか、特産品の開発、農業の活性化等、地域づくりに寄与できるようにしていくのが大事な点であるという中で、この4月15日に小海町農産物加工直売所の会というのが発足しました。この直売所の会というのは規約を定めまして任意団体ですけれども、役員が8名、監事2名を選出されました。現在その会の運営のために年会費を決めまして入会を呼びかけてございます。役員会の他には専門部会というのが出来ておりまして、野菜部会、加工部会、販売部会、3つ設けましてそれぞれ専門的に細かいところまで今、検討しているところでございます。当面その会として、また各部会としてその経営計画、将来的な経営計画を立てる。さらに加工直売所の改修計画を練ってもらふというその2つを鋭意検討しているのが今現状でございます。構想というか将来に向けてですけれども、まず改修計画の案につきましては、今現在直売所の会と私たち役場の方で鋭意会議をしまして、何とかこの6月中には案の方をまとめていきたい。案がまとまりましたら関係各位の皆さんにご説明し</p>

	<p>ながら、9月末までには成案としていきたいという日程であります。先ほども言いましたようにこの施設の運営をぜひ将来直売所の会というところに運営を委託する方向で進めていきたいと考えています。そういう中ではこの改修計画の内容につきましてはその前段として、この直売所の会の経営の計画が大事になってくるという中で、例えば一つの例とすれば今現在売上が1850万円年間であるわけですけれども、それを倍以上の5000万円までを目指す、そういう一つの例ですけれども、具体的なこの数値で目標を掲げていただき、当然その根拠も同時に示す中で、加工部会もありますのでその加工部会の中も具体的に数値の目標を掲げて、いわゆる経営計画を作成していただく。この点が重要になってくるのではないかとということでございます。今現在地方加速化交付金という国の補助事業、交付金事業がありますけれども、その中でいろいろなところで直売所を立ち上げ、相談に乗っている実績のある専門家がいて、その専門家の方の助言や指導を頂きながら1年間直売所の会の土台作り、経営計画等を作りながら、加工直売所の目指す運営方法、今後の目指す方向を研究していきたいと考えています。以上でございます。</p>
4番議員	<p>他の直売所よりは小海町の場合は条件が悪いというような状況だと思うのですが、発想の転換、それと創意工夫をして活性化となることをぜひお願いしたいと思います。以上で終わります。</p>
議長	<p>以上で第4番 篠原憲雄議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第2番 篠原 伸男 議員</u></p>	
議長	<p>次に第2番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>
2番議員	<p>2番、篠原伸男でございます。人口減少に歯止めをかけることは小海町の悲願であります。しかし、現実的には歯止めは中々難しい事でありまして、新井町長が言われていますように、人口減少を緩やかにすることが私もやはり一番現実的な政策ではないかと思うものであります。今、町が取り組んでいます本間地区での宅地造成は小海町においては大畑、小原団地等に続いた久々のハード事業であり、期待するところが私は大であります。住むところがなければ人は集まりません。今後様々な問題があるかと思いますが、将来の小海町の町づくりの礎となりますよう町長以下、職員の皆さん頑張ってくださいと願うものでございます。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。</p>

	<p>先ほど直売所としては4番議員からも質問がありましたので中にはだぶることもあるかと思いますが、一つよろしくお願ひします。先ほど申し上げました本間地区の宅地造成は人が集まるためには住む場の確保であり、また今年度の事業の目玉でもあると私は考えていますが、町の駅小海町農産物加工直売所の改修が私は二つ目の大きな目玉であると思ひています。それは特産品、また6次産業の開発を目指すものであり、人が集まる宅地造成と並び働く場の確保にも私は将来的につながっていくのではないかと。これまた人が集まる要因になると私は考えていますので、重要な町の今年度の目玉ではないかとも考えているものでございます。町長の2期目の公約に6次産業と特産品開発が挙げられています。町長はこの公約と農産物加工直売所の改修にどのようなコンセプトを持って今後取り組んでいくのかお尋ねいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>ご苦勞さまでございます。お答えを申し上げます。今篠原議員さんがおっしゃったように本間の宅地造成、あるいはこの加工施設と直売所の改修、平成28年度の大きな事業でございます。今おっしゃったように2期目の五つの政策ということでその中の2番目に農業と観光、商工業、経済の発展ということで、その中で6次産業化と農業の振興ということをやつたわけていただいております。直売所につきましては平成17年にオープンし、早11年が経過したところでございます。今4番議員さんのご質問に対して産業建設課長からお答えしたように、ひまわりさんの移転に伴って最後のチャンスとしてもう一度活性化に向けて頑張つてまいりたいというのが大きな理由でございます。平成17年にオープンする時も将来は行政が運営するのではなくて会の方で自主的に経営し、運営していくという大きな目標があつたわけでございますけれども、今日までずっと行政主導でしてきたということでございます。改修を大きなチャンスととらえまして、加工直売所を活用して活性化の原動力とし、そして、今篠原議員さんもおっしゃったように雇用の場の拡大というかたちになることが、一番求められているものでございます。そのことで今回生産者会議を行いまして、そしてその中で4月15日に新たな会として立ち上げたところでございます。今後この会を主体としてしっかり取り組んでまいりたい。当然この会の役員の皆様8名、監事の皆様2名ということでございますけれども、会員の皆さんと力を合わせて進めていく。当然行政としてできることはしっかり取り組んでいながら、この機を逃したらなかなか将来難しいということでこの皆さんも一生懸命やる気で今事を進めていますので、一緒に力を合わせてより活性化を図つ</p>

	てまいりたいというのが私の考え方でございます。以上です。
2 番議員	<p>ひまわりさんが他に移動したので、これを機会として捉えて直売所をもう少し大きくしたかたちの中で進めていきたいということ。また、行政主導から民間に移していくというようなお話を伺ったところでございますが、昨年の全員協議会の時にも私、町長にこのコンセプトはどうかということをお尋ねしたことを記憶していますし、またその時にもある議員からただ単にひまわりが場所を空けたから、ただ単にそんな簡単な意味で改修するのかというような発言もあったことも町長も覚えていらっしゃるのではないかと思います。これから私なりきに考えを申し上げていきたいと思っているところでございます。特産品につきましては私のテーマが特産品6次産業でございますので、特産品について述べさせていただきますが、特産品につきましては加工直売所利用団体の皆さんや町内の方々が様々な立場でご尽力なされてきているのではないかと思います。町では特産品の中で町が担当しているのは、小海そばにウェイトを置いてきたようでございますが、小海町の特産品開発に町はもっと関わりを持つべきではないでしょうか。今回の補正予算でも鞍掛豆ブランド化事業が県の地域発元気づくり支援金によって推進されるようであります。また2015年度事業では1,000万円の補助事業の元で、鞍掛豆の振興を図るべく大変力を入れてきましたが、その翌年には鞍掛豆に関して推進するような予算はなかったように私は記憶しています。そして今回県の補助がついたから今度は鞍掛豆ブランド化事業を推進する。私が思いますに、鞍掛豆を使って町内のお豆腐屋さんだけが商品化して1人頑張っているようにしか思えません。もちろん個々には利用している方は大勢いらっしゃると思いますが、町が言う特産品開発には継続した町の努力が必要ではないでしょうか。例えば町が補助金を出して飲食店関係者の皆さんに鞍掛豆を利用した料理を提供していただけるようにするとか。小海町と言えば鞍掛豆と連想されることが小海町の独自の特産品開発にもつながるのではないのでしょうか。たぶん2015年の補助事業の中で作られたものだと思います。ここに鞍掛豆レシピというものがございます。何人かの知っている方たちが作っていただいて、たまたま今回議会事務局に異動してきました局長も係長もここに作品として出していますが、こういったものを補助事業があったからただ作っただけなのか。こういうものの活用というものを一体どういうふうに行っているのだろうか。例えばこれだけの素晴らしい町内の方が応募してきた鞍掛豆のレシピがあるのなら、例えば公民館の料理教室か何かでこの鞍掛豆</p>

	<p>をテーマにした料理教室をやるとか、そういったことを継続的にやっていたかなければ町の特産品というものは中々出てこないのではないかと思います。もちろん私は特産品についてはたまたま鞍掛豆を一つの例として挙げましたが、特産品開発というものが私は一朝一夕で出来るとは思っていません。失敗のケースの方が多いのではないかと思います。すべからく、開発というものは試行錯誤の繰り返しだと思います。町内で生産されたものを加工して販売していくのが6次産業であり、町長は公約に特産品開発と6次産業化を挙げているのであります。町には加工直売所利用団体が八つあります。また独自で町内の生産物を利用して美味しいものを作って楽しんでいる方々も大勢いるのではないかと私は思うものであります。町の生産品を町が一つの生産品というものをテーマとしてこの加工直売所を利用している方々や、あるいは町内の皆さんと一緒に協力したかたちの中で進めていくべきではないかと思うのであります。補助金であるとか交付金であるとか支援金ばかりで当てにせず、一般財源を使って積極的に町独自で、かつ、継続的に特産品開発や6次産業にチャレンジする勇気をもって私は取り組んでいくべきではないかと思うのです。一つの製品によってそれが小海町のもののブランドとなったということはなかなか難しい。失敗、成功、失敗、成功というような繰り返しの中で出てくる経費については、これは惜しみなくどんどんつぎ込んで、そして町のブランドというものを作っていきにより働く場も確保できまして、住む所の場の確保と同様に働く場が増えることによって人口の減少も緩やかになっていく、と私は考えるものであります。町長その点はいかがでしょう。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。6次産業化ということにつきましては1次産業として農業があるわけですがけれども、また2次産業として製造業があり、3次産業として直売所で販売する、あるいは違うところで販売する小売業というもの。これらを総合的、一体的に推進をしていく。結果として今鞍掛豆の話がございましたけれども、そういった地域の特産品というものを活かして生産品を活かして特産品の開発につなげていくことを目指しているわけがございます。今継続的に、そして失敗を恐れずに挑戦してやるべきだと。そしてまたレシピ等を作ったのだから、それらを広く広めるために例えば生涯学習課、あるいは保健等の料理講習会等でそういったものをまず町民に知っていただいて、そこから拡大していくべきだというふうなご提案がございました。またもう1点、多くの皆さんが家庭料理、あるいは各家庭で独自にこれらの町で生産されたものを使っていろいろなものを作</p>

	<p>ってもらえるというふうに思います。そういったものを発掘していく。そういったチャレンジというものも必要だというご指摘も頂戴いたしました。これらにつきましては当然今回の会の中に加工部会というものが一つ立ちあがっているわけでございます。行政が一緒になって何ができるか。財政的な支援という話しになるのでしょうかけれども、そういった中で加工部会の皆さんにお願いをしながら一緒に知恵を出し、汗をかいていくというかたちを取っていきたいと思います。わたしからもそういった面において加工直売所の会の皆さん全員にお願いするわけでございますけれども、今のお話しにつきましては特に加工部会の皆様方に取り組んでいただくようお願いを申し上げながら、当然今ご指摘がありましたように行政側もそれに対してしっかり支援をしていくということに努めてまいりたいと思っております。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>直売所の、農産物加工直売所の役割も大変これから大きくなっていくのではないかと考えています。先ほどお聞きしますとよい行政主導から民間主導というような方向にどれくらいの期間がかかるか分かりませんが、進めていくということでございます。それについては私も反対ではありませんが、生まれたばかりの子供を育てていくには親の役割は相当手間暇かけてやっていかなければならないのでありますから、その点また十分配慮していただきたいと思っております。今回の28年度の補正予算第1号の中にも小海町鞍掛豆ブランド化事業ということで補助金がついている。138万円つきまして小海町鞍掛豆ブランド化事業というのも127万8,000円程で委託したり、あるいはこの豆も直販、販売していくような活動の旅費等もあげられているわけでございますので、常に鞍掛豆に限らず、小海町にとっての特産品というものは何かということを広い視野で私はもって取り組んでいただきたいと思いますと思うものであります。次に農産物加工直売所についてお尋ねいたします。私が先ほど今年度の目玉政策の一つと申し上げましたのは、農政係に職員が1名増員されたからでございます。そして増員されたからかどうかは分かりませんが、あの141号線を上っていく場合、あるいは上から下りてくる場合でも直売所という字が大変はっきりわかる看板になってきました。今までは前にもご指摘しましたが、信号待ちしていても小海町の直売所がどこにあるか分からずに通り過ぎて行って、総合センターの辺で小海町の直売所どこですかとお聞きしている話も聞いています。ようやく職員の皆さんもこの見づらく、分かりにくい直売所であると気づいて、その対応を新年度早々に早々取り組んできたということにつき</p>

ましては、私は職員もこの直売所の改修に取り組む意気込みというものを強く感じるものであり、また町長も3,000万円からのかける改修でありますので相当気合を入れて取り組むものだと思っております。しかしながら、直売所の売上は私がいただきました資料の中では平成22年度の2,340万円がピークで年々下降してきております。27年度は確かに26年度より30万円程多かったわけですが、やはり1,840万円前後でございます。相変わらず従前は減少しております。私はこの1月に町が役場で開きました直売所セミナーに参加させていただきました。これは佐久穂町農産物直売所を運営していますNPO法人の会長さんのお話を聞く機会でありました。このNPO法人は会員が170名、町の補助金は学校の給食、保育園の給食に提供している分を含めて80万円の補助金だけだそうでございます。そしてあそこの建物は借りておりますので、家賃は月々20万円支払っているとのことでございます。そして年間の売上が約1億1,000万円くらいと聞きました。私はもちろん売上云々ということをおっしゃるつもりではありません。ここの中にいらっしゃる多くの皆さんも、佐久穂町の直売所の中を訪れた方がいらっしゃると思いますが、あそこで販売に従事している方はみんなが売場に出てきていますよね。小海町の直売所はスペースが狭いからなかなかあそこに出っ放しということは難しいと思いますが、その時会長さんがおっしゃったことには、売り場で働いている皆さんにもただ働いているのではなくて、売り込むのだという意気込みを持ってその仕事に臨んでいただければ困るのだと言っていました。確かに佐久穂町は小海町の高原野菜とはまた違っていて、果物とか花とかそういったものがあります。そしてそこでは加工所がないので加工は全て他でしてまいりましたのを直売所で販売しているようにも聞いています。先ほど町でもこの運営するための会を立ち上げた。小海町農産物加工直売所の会をこの4月に立ち上げたようでございます。設立の趣旨や規約は私たちには情報がないのでわかりませんが、改修後より素晴らしい直売所になるということを期待しているものでございます。しかし、今の段階で私が思うに、改修後何をこの直売所で直売するのかという疑問があります。ただ単に農産物の直売所だけだったら、釜掛福山田んぼにありますような民間の事業者のように夏の期間だけに限定すれば良いわけでありまして。しかし、私どものところには加工所がついていますので、農産物加工所であれば通年で対応できる工夫を今から検討されているのか。従前と同じでは当然ないと思っておりますけれども、加工所は26年度の資料を見ますと、利用している八つのグループの皆さん

が631回使っています。そして使っているグループでは183回使っており、単純に計算しますと毎日2グループが使っていることとなります。施設があるのだから使うことは大変良い事だと思います。問題はその利用が直売所と結びついているかということでございます。26年度の時にも頂きました資料で私は質問させていただきましたが、27年度におきましても直売所で加工してなされて物が直売所でどの程度売上になっているかという、昨年1,849万4,120円の売上の中で大変まだまだ品も少ないし、金額も少ない。ただその中で26年度と違いまして新たに福神漬けという加工品が27年度の中では金額的には30万円強でございますけれども出てきています。小海産の材料を主にして作られているのだと思いますが、こういった製品が今後もしみ出されてくるのか。またそういうふうにするためには町はどのように考えているのでしょうか。先ほど課長の説明、町長の説明ではいよいよ加工所も将来的に、将来がどのくらいの時を指しているのか分かりませんが、行政主導からこの会の皆さんの民間の主導に移していきたいように話をお聞きしました。昨年12月のところで私は地域おこし協力隊について一般質問した際、この直売所は将来、町長はこの地域おこし協力隊に中枢を担ってもらおうと回答されまして、そして地域おこし協力隊は、平成28年度は2名ほどと。森林組合ともう一つはたぶん加工所の方ということだと思いますが、そのような回答を私は頂いてあります。しかし、今のままでは生活できる直売所。例えば地域おこし協力隊の人がそこの中枢を担っていくとしても、このまま、もちろんこれから当然改善、改修してより良い方向へ向けていくから今のこの時点ではっきりと断言できませんけれども、ただ今までの経過を見てきた場合に、あの直売所を主にして生活できる直売所になり得るかどうか。小海町は将来的には私は商店が大変減少していく。そしてその挙句には買い物難民というものも私は、いずれは出てくるのではないかというような気がするわけでございます。以前この直売所をするときに、バスの購入をして地域に商品を売って回るような話がありましたようですが、いつの間にか立ち消えとなっているわけでございます。私は将来的にそういったことを見据えた場合にただ単に加工直売所ではなくて、そういう生活の面からも踏まえた改修というものも含めて検討していくことが私は必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでございましょう。来年には中部横断自動車道が仮称八千穂インターまで開通します。国道141号線は多分今までより交通も激しくなるのではないかと私は思います。そのような時に小海町の特産品、あるいは6次産業を扱

	<p>う直売所の役割は、私は小海町の発展、活性化に大きな役割を果たすと思います。改修後の直売所を加工利用者の皆さんはもちろんであります、農産物の提供者にも町はどんなリーダーシップを発揮してこの小海町農産物加工直売所を盛り上げていくのでしょうか。ただ単に会を作って、それを行政主導から民間に移行していくと言った場合に最後尻を拭くだけの覚悟を持って民間に移行していくように考えているのでしょうか。あるいはまた私が申すまでもなく、私の頭では及ばないようなことを皆さんは考えてこの加工所が会の民間の皆さんにも任せて大丈夫だというようなアイデア、お考えを持って取り組んでいるのか町長お尋ねいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>お答えを申し上げます。今回3,400万円程の多額の投資をして直売所の改修を行うということでございます。当然改修後にそこで何を行うのかということについては皆さん関心のあるところだと思いますし、またそれだけの投資をした以上は先ほどのような活性化、あるいは雇用の場、あるいは中部横断自動車道の来年度八千穂まで伸びてくる。そういった皆さんが直売所とすぐ分かり、多くの皆さんが入りやすいようなそういったことにも力を注いでいかなければいけないと思います。それよりも中身ということになるかと思えます。先般直売所のセミナーということで、佐久穂町の直売所の方に私もちょっと会議には出られませんでしたので、町長室で面談をさせていただきました。やはり皆さんの販売が増えれば増えただけ還元もされるということでございます。今までは行政主導ということでしたので、言ってしまうと少し語弊があるかもしれませんが、なかなか多く販売しても皆さんのところになかなか還元されなかったという部分がございます。今度新しく会を立ち上げ、そしてそれぞれが知恵を出し、汗をかき、そして商品として皆さんが何を求めているのか、あるいは売れ筋の物は何なのか、それらを見極めた中で品揃えを出来る限りしていくということでございます。今回コンサルタントにもお願いをいたしました。直売所の会の皆さんのご指導に当たっていただけるということでございますので、それらについても期待をしているところでございますし、合わせて地域おこし協力隊につきましてもこれまでずっと先手、先手といった言い方は失礼な言い方かもしれませんが、何回か面談をさせていただきまして、近々に決定する運びとなっております。若干遅れてしまいましたけれども、森林組合への地域おこし協力隊と合わせて町の方に来ていただけるということでございます。産業建設課に1名増員、そして地域おこし協力隊に来ていただける。そして合わせて会が立ちあがった。そういったことを踏まえ</p>

	<p>て行政とともに汗をかき、そしてこの直売所に大きな投資をかけた分またそれが戻ってくる。こういったかたちになるように頑張ってもらいたいと思っているところでございます。佐久穂町の直売所、確かにプルーンもりんごもそして果物等、あんずもありいろいろなものがありますし、また花の町ということで多くの花も売られています。しかし、ないものねだりをしてもしようがないわけでございますので、小海町に合った直売所としてみんなで力を合わせて頑張っていく、行政も当然そこに加わって頑張ってもらいますので、また事あるごとに議員の皆様方からもいろいろなアドバイスを頂戴できればありがたいと思っているところでございます。以上です。</p>
2番議員	<p>3回が終わりましたのでまとめさせていただきます。先ほど課長の話の中にもこの直売所につきましては専門の方のアドバイス、または町長もコンサルタントをお願いしてというようなお話を聞きました。小海町農産物加工直売所の会でやっていくだけではあまりにも身内の過ぎる傾向が私は出てくるのであって、客観的な直売所の見方ができなくなるようになる可能性もあるように思います。従いましてこういったところには必ず第三者を入れてそしてきっちりした規約、方向というものを計画立てていくべきではないかと思えます。どこかの都知事さんは第三者機関と言いながら、全く身内のものを取り入れてやっているだけでは何ら客観的に第三者的に見えないわけでございます。町も少ない厳しい財政の中でこれだけの投資をかけているので、私は第三者機関的なものを入れながら常にこの会だけに任せるのではなくて、客観的に注視していくことが必要だと思えます。人口減少の歯止めに住むところの場と働く場の確保は欠かせません。住むところは本間地区確保と具体的に動き出して来ています。働くところの確保は難しいですが、小海町の資源は農地であります。この小海町の資源である農地、この農地の活用が私は小海町の発展にもなると思うものであります。そのためには生産から加工、販売という6次産業を活かせる小海町農産物直売所になるようなお一層関係の皆さんの努力を要望いたしまして私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第2番 篠原伸男議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第6番 鷹野 弥洲年 議員</u></p>	
議長	<p>次に第6番 鷹野弥洲年議員の質問を許します。鷹野弥洲年君。</p>

6 番議員

6番、鷹野弥洲年です。今回は今年度町が計画している住宅整備と宅地造成について質問をさせていただきます。私は前回3月の一般質問で土村地区の町づくりについて質問をさせていただきました。その中には今年度町が計画している旧公民館跡に町営住宅を建設することに関しての質問もありましたので、今回の質問と一部重複する部分もあるかと思いますがよろしくお願ひします。3月定例会での一般質問は旧公民館跡地に住宅を整備することに関して公民館跡地は中学校校庭北側の現在駐車場になっている部分の利用と合わせ、町が将来のために一貫利用するとしてきた方針を覆して、住宅建設を行うことは従来の方針と異なることを指摘いたしました。この方針の変更に対して町長はその前の議案質疑で土村活性化協議会の要望であるとお答えを頂きました。できるところから実施していきたいとお答えでした。3月定例会の終了後に私のこの一般質問のやりとりに関連して、土村活性化協議会での決定事項ではない。そのような意見はあったが、決定事項として協議会として要望していない、このようなお話を土村の方から頂いたところであります。私たちは土村活性化協議会の会議内容、決定事項、要望事項について知る立場ではありませんし、真実がどうであるかは分かりません。我々は地元活性化協議会の要望であるとの説明の中で平成28年度予算を議会として承認してきたのは周知の通りであります。このような経過の中で議決した予算に対して、事業の推進そのものをどうとは言いませんが、この住宅整備8戸に対する基本的な計画書は見えていないように思えます。3月2日に開会されました第1回定例会初日の資料として、A3の紙1枚の半分に旧公民館の現状配置図があり、その半分に町営住宅の配置計画書がありました。この設計業者が作成したと思われる配置図1枚であります。これでは住宅を整備したいことは分かりますが、詳細は分かりません。この住宅を整備する目的、つまり何のためにそれをやるのか、そこへ整備するという場所の選定理由、入居対象者の範囲・条件、1戸当たりの面積・費用、こういったことが詳細に書かれた企画書がないわけでありまして、文書化されていません。やはりこうした企画書を作成し、議会に提出して審議を行うべきではないでしょうか。栄荘跡の時もそうでしたが、こうしたものを示すべきだと私は思います。それは建物の設計図を求めているではありません。設計業者の作成した図面の提出は議会で事業の承認がなされた後で良いと思います。やはりその前段として企画書があり、それにより議会で審議がされるべきだと私は考えます。特に重要なことは、何のためにこういった目的が明確に示されることでもあります。私は3月議会の委

員会審議で栄町の町営住宅の整備に当たり、入居者が町外からの移住であれば町の人口増加に寄与するが、町内の他の集落から移り住んでくるものであれば、土村地区の人口増加になっても町全体では変わらない。あまり効果がないので、入居者の募集方法も一工夫が必要だと申し上げました。これに対して町民課長は、今回は町外からの移転を目的としていません。町の人口流出を防止するのが目的であります。と、このように言い切り、お答えを頂いたところであります。もちろん町の人口流出を防止することは大事なことであります。町長が移住、定住の促進を図るとの施政方針を始め、いろいろな機会ですべている中で、では公民館跡地に整備する今度の住宅はどうなのか。町民課長は栄荘の時は、今回は、と言いました。公民館跡地の住宅はどうなのか。やはりこれも町の人口流出防止だけなのか。先ほども申し上げましたが、町内の他の集落からの移転では何のための住宅整備なのか。こういったことの疑問が残ります。一方で、山手の集落では空き家の増加につながり限界集落への道をたどることになります。町外に出ていくよりは良いとの意見もありましょう。こういった課題があるにも関わらず、明確な企画書、計画書が提示されていない。先ほども申し上げましたが、3月議会に配置図1枚だけで新年度予算に内包される公民館跡地の住宅8戸の整備をする予算を議会で通した。これでは後々に事業の必要性、目的などが分からなくなってしまいます。そして今年度本間地区に住宅地整備を計画しています。これも4月28日の臨時議会の全員協議会において、整備の範囲を示す公図1枚にて説明がされました。19戸の造成を行うとの趣旨でした。私は業者の作成した区画割の図面や詳細のものを要求しているではありません。こういった事業を行うには、その企画立案書、あるいは事業計画書などが議会に提示されるべきではないかと思えます。一般の事業会社では何をやるにも企画書が作成され、稟議がされ、事業計画書を作り、関係者の協力、承認を求めて実施されるものと思えます。設計業者の配置図、設計図は二の次であります。私は先日議案質疑において企画計画書はあるのかと質問いたしました。他の議員からも指摘があり、全員協議会に資料を提出するとのことでしたが、言われたから提出するというのではなくて、事前に提出されるべきものだと考えます。今定例会に既に補正予算として計上されているわけです。少なくとも4月の臨時議会で事業計画書が提出されるべきだと考えます。要求がなければ旧公民館跡地の住宅整備のように配置図1枚で通ってしまいます。要はその事業の必要性、そして目的、土地をそこに選定した理由、需要の背景、つまり分譲

	<p>の見通し、規模、概略の事業費、補助対象など、こういったことが明確に示され文書化されたものが後々のために残っていかなくてはいけないのではないかと思います。4月の臨時議会の全員協議会で私は町の最北端に住宅を整備し、それが小海町の活性化にどのように寄与するのか。町づくりの視点からはどうなのか、このような趣旨の質問を行いました。これに対して総務課長は本間の中で100mほど上の方に来ても変わらない、商圈は下になるだろう。元々本間は町の商業には寄与されていない。あれもこれも求めるのではなくて、できるところからやる。このような趣旨の回答を頂きました。そして町長は中部横断道が平成29年度には八千穂インターまで開通する。佐久市方面への通勤が便利になるのでその近くに住宅を整備したいとの旨の説明もされました。議案質疑では小海の中に仕事がなくても、通勤でも良いから人口減少を緩やかにしたい。一気に販売ができるのか、残るのかは分からないが努力はする、このように申されました。質問をいたします。私は公民館跡の住宅整備にしても今回の本間の宅地造成にしても、通常のものではない大型事業についてはしっかりした事業計画書を作成し、事前に議会に提出し事業の推進の可否を審議してから予算計上されてくるのが筋だと考えます。8日の全員協議会に資料を出すと言っていますが、それが現在提示されていない中でこの二つの事業の詳細な計画について説明をお願いしたいと思います。特に住宅整備については移住定住を図ると施政方針で述べられている中で入居者の範囲、栄荘の4戸の住宅募集について埋まらなくて追加募集を行っていたようではありますが、8戸を供給する根拠、そして本間の宅地造成19戸を提供する根拠、栄町4戸、公民館跡8戸、本間19戸、合計31戸になりますが、これが埋まってくれば大変素晴らしい事であります。今、日本中の地方の自治体が移住者の確保に躍起になって自治体間の競争にしのぎを削っています。町の人口減をくい止めるのは最重要課題であるが、ここに来て目覚めたかのように一気に住宅、宅地の供給を行う。この事業が即移住、定住促進に結び付くのか。単に町内の集落間の人口の移動を流出防止との言いわけで逃れるのか。町長は八千穂インターまで開通するからと希望的観測を述べていましたが、埋まらなかった時の言いわけなのかどうかは分かりません。この31戸を整備するにあたっての需要の調査を行われたのか、この事業を推進する根拠を数字でお答えを頂きたいと思います。お願いします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。最初に土村地区の活性化検討協議会の中でそういったことは決定していないということでございます。決定はもちろんそこ</p>

で決定することではございませんので、そこでご意見をお聞きし、長として判断させていただいたということでございます。今お話があった通りで、できるところから進めていこうというのが大きな柱の一つでございます。その第一が栄荘の跡に町営住宅を建設する。そしてその後、公民館跡地の利用について中学校の管理棟を取り壊すよりも先にそういったことをすべきであるというようなご意見を頂戴し、それを判断材料にさせていただいたということでございます。当然今お話がありましたように、町の中心部につきましては賃貸、集合住宅を基本に、また郊外については今お話がありましたように中部横断自動車道の平成29年度中の開通を見据えて一戸建ての住宅を想定しながら宅地分譲によって居住の場を確保し、そして定住促進にそれをつなげて、尚且つ人口の減少率を少しでも抑えてまいりたいというかたちで計画をしたところでございます。町営住宅につきましては現在4戸につきましては町内、あるいは町外から既に入居されているわけでございますけれども、今ご指摘がありましたように次の計画につきましては近隣の市町村へ広報を入れながらインターネット等で宣伝し、そして外から多くの皆さんを呼び込むようなそういった施策を講じてまいりたいと思っております。確かに説明という面においては不足していたかもしれません。しかし、平成26年の12月に長期振興計画の中で宅地造成と町営住宅の建設の必要性についてお願いをしたところでございます。また平成27年の10月には地方創生の中で、中部横断自動車道が八千穂インターまで開通、これらを加味して本間地区に宅地の提供をしていきたい。また町営住宅の整備について明記をしたところでございます。また平成27年の12月の長期振興計画ローリングの中では平成28年度に主要事業として旧公民館を解体し、その跡地に町営住宅及び本間地区へ宅地造成計画を明示したということでございます。前回でもご指摘を受けましたけれども、今年の1月の新年祝賀式のあいさつの中でその旨をあいさつの中に盛り込ませていただいたということ。そして3月の施政方針の中で、それを申し上げ、また過疎計画の中においてもそれを明記させていただいたということでございます。旧町公民館の解体につきましては、解体工事入札が終わりまして、新津組さんで今施工中でございます。設計につきましては3社のコンペ。1社辞退しましたがけれども、その中で今コンペに入っているところでございます。8月下旬にその業者を決定し、そして入札し9月の定例会においては契約議決についてご提案を申し上げお願いしたい。そして平成29年3月、年度中の竣工を目指しましてしっかり取り組んでまいりたいという

ことでございます。栄荘につきましては若干募集が遅れたということがございましたけれども、今回の土村の住宅につきましては事前に広報し、そして最初に申し上げたようなかたちで推進してまいりたいと思っております。また本間地区の造成でございますけれども、これにつきましては今ご指摘を頂戴しました。しかし、どこかということにつきましては、あるいは規模、こういったことにつきましては、用地交渉が同時に進行しているということでございます。なかなかその場所を明らかにすることについては躊躇せざるを得ないということで、それらについて議会側にきちんとしたものがお示しできなかつた。これについてはお詫びを申し上げます。しかし、それはそれなりの事情がございまして明日の全員協議会というかたちになってしまったということでございます。当然19区画今予定しているということはお話しさせていただいた通りでございます。今回の定例会におきまして補正予算を可決、ご決定頂戴できれば即許認可の事務を進めまして入札、そして7月に臨時議会をお願い申し上げ、契約議決をし、そして平成28年度11月中には竣工できるように進めてまいりたい。そしてできるだけ早く販売をしたい。また国道のそばということもございましてそれらについてはしっかり周知をしながら、皆さんが造成はどうなるのかと興味を持っていただけるような、そういった策を講じてまいりたいと思っております。当然今ご指摘にありましたように着工後すぐ告知をし、そして分譲の話をしていく。そして分譲を受け付けて契約者を受け付けてまいりたいと思っております。当然予算管理上、完売を目指して取り組んでまいります。万が一売れ残りが出た場合につきましては一般財源で手当てをしてまいりたいと思っております。今ご指摘を頂きました栄荘に4戸、そして旧町公民館に8戸、そして本間地区に19戸、31戸という計画でございます。本間地区につきましても、当初計画したよりも地権者の皆さんのご協力が得られたということで若干広くさせていただきました。地方創生の総合戦略の中で一つのもの、こういったものについてそれぞれうたわせていただいております。魅力ある住宅の環境を創出するというそういった大きな中で、安心して居住地が確保できるような経済的な支援をしてまいりたいというのもその一つでございます。なぜ31戸になったのかというその根拠でございますけれども、まず4戸販売、入居が出来た。そしてその時には町内だけの広報であった。当然今度は南北相木、川上、南牧、あるいは佐久穂も含めて家賃そのものについても議会の皆さんにご同意を頂戴いたしまして3万8,000円という家賃を設定させて

	<p>いただきました。そういった面からしてしっかり広報し、募集をかけ、そしてやることによって町外を主体にしながらしっかり取り組むことによって十分確保できるという判断をしたということでございます。また本間地区の造成地につきましては、最終的には19戸ということで当初の計画よりも大きく伸びてはいるのですけれども、今後やはり定住促進という時に空き家だけではなくて、やはり素晴らしい宅地というものを確保しておく必要がある。いつ何時どなたが小海に定住したいとインターシップ等でお話があった時に、即対応できるような態勢を整える。それよりも早めに広報を加えて、その前に完売できればそれが一番理想であると考えています。しっかり取り組んでそして多くの皆さんに小海に定住していただく。事あるごとに私どももあそこに宅地造成ができますよということについて、職員も営業マンとなつていろいろな皆さんに営業していく。また議員の皆さんにもぜひそういったことを求めている皆さんがございましたら、お声をかけていただければありがたいと思つているところでございます。以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>ただ今お答えを頂きました。前々から長期振興計画、いろいろなところで計画してきたし、施政方針でも訴えてきた、またローリングの中でもそういう方針でやるのだということは周知してきたというような話を伺ったわけでございます。その他いろいろな事情とかそういったことも伺ったわけですけれども、私とその31戸を根拠とした数字を具体的にというのは、そこは確かに出すのは難しいかもしれませんが、やはりこういった事業計画をするにあたってはそういったことも必要ではないかと思つています。それが全部埋まるような希望的な観測、こういったようなお答であったかと思つています。私もこの住宅整備、住宅造成が成功して1人でも多くの方が小海町に住んでいただきたいと思つています。それにつきましても具体的な企画書、あるいは事業計画書は必要であり、事前に議会に提出されるべきものだと考えています。そうした中であつて長野県は都会からの移住者の人気が高いものがあります。長野県は少し寒いけど気候がいい、山が素晴らしい、自然が豊かだ、災害も比較的少ない、こういった要素があるかと思つています。その中で佐久市、佐久地方は人気が高い。こういったことに加えて医療が充実している。この医療機関が充実しているというのは大変大きな判断材料であるようでありつます。ぜひこうした人たちの確保につながるようになってもらいたいと思つています。小海町もこうした要件を備えているわけです。また小海町は災害があまりない。九州の方では地震により大変</p>

	<p>な災害になっています。それはそれでお見舞いを申し上げますが、こうした面から見ますと活断層も野辺山から小海、佐久市の臼田辺りまでの間は非常に少ないわけであります。福祉、子育て支援も充実している。こういった素晴らしい町であります。こういったことを宣伝していかなくてはならないと思います。町の職員もいろいろと頑張っていると思います。ホームページの充実。先ほど町長言われましたけれども、こうしたことも大切ではないかと思えます。しかし、所詮職員の行うことには限りがあります。ここで思い切って専門業者にPRをお願いする。斬新な発想を持った人に小海町を紹介していただく。この住宅整備、宅地分譲に合わせて小海町の良さと共に宣伝していただく。行政の行うことには予算面や制度的ないろいろな制約があるかもしれませんが、例えば大手広告代理店などをお願いするのも一つの方法ではないかと思えます。やはり町長の施政方針にもありますように、移住定住促進につながるように思い切った宣伝方法を考えてみてはいかがでしょうか。もう一つ提案したいのは、都会からの移住者には土に触れたい、このような願望を持っている人も多いように聞いています。農業をやってみたいという人が来れば最高ですが、そんなに大がかりではなくても家庭菜園、庭いじり、花作り、こういったことができますよ。住宅に例えば100坪の農園がついていますよ。希望により農地の確保に協力しますよ。もちろん農業委員会に協力をお願いしてこういった案内も必要ではないかと思えます。近年農地の流動性も増しています。農地法の制約も緩和されてきています。政府は大規模農家への農地の集約化を図る一方で、小規模の農地も農業委員会の弾力的な運用を認めているわけであります。非農家であっても農地が確保しやすくなってきています。田舎暮らしをしてみませんか。家庭菜園、花作りの土地付きの分譲もありますよ。農地の取得も可能ですよ。自然に恵まれた小海町、医療、福祉、子育て支援の充実した小海町、こうした住宅整備、住宅分譲のコンセプトをユニークに、大胆にPRしてみてもいかがでしょうか。質問をいたします。住宅整備、宅地分譲にあたって宣伝のために専門業者の活用を考えるかどうか。また、小規模の農地付きの宅地分譲、あるいは小規模農地を移住者に斡旋していく考えがあるかどうかお答えをお願いいたします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。当然小海町、長野県そのものが山梨県と並んで移住に非常に希望者が多いということですのでございます。そして合わせて鷹野議員さんの方からいくつかの小海の利点というものが言われました。これらを含め今子育てマップ、こういったものも作成中でございます。子育てす</p>

	<p>るなら小海町。そしてそういったことについて19区画の分譲について広告宣伝、こういったことについて専門業者、こういった皆さんのお力の利用について早速検討をさせていただきますし、また農地の幹旋につきましては農業委員会を通してまた大規模化、集約化ということはもちろん一つの方法でご指摘のあった通りですけれども、当然荒廃農地を無くすと、こういった意味からも農業委員会の皆さんの協力が得られれば、また地域の皆さんの協力が得られれば当然そういった農地の幹旋ということはできると思いますので、それらについてももしっかりまた宣伝の一つとして広報に加えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
6 番議員	<p>お答えいただきました。町長も検討すると言われてはいますけれども、ぜひ検討して実施していただきたいと思っております。私は今回の住宅整備、宅地造成が成功するようにそういった想いで意見を述べているわけです。これが小海町の移住、定住促進につながるように、人口の減少を少しでも緩やかにするようにあらゆる知恵を絞って事業の推進に当たっていただきたいと思っております。最後になりますが、今後このような案件に対して、議会に対して配置図1枚ではなくて、事前に事業計画書の提出をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で第6番 鷹野弥洲年議員の質問を終わります。 ここで1時30分まで休憩といたします。 (ときに12時10分)</p>
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 (ときに13時30分) 議事に入ります前に、先程、12時40分から議会運営委員会を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。 本日12時40分から議会運営委員会を開催し、協議いたしましたのでご報告申し上げます。JA長野八ヶ岳農業協同組合からの「TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める要請書」につきましては、追加議案として審議することとしました。 以上で、報告を終わります。</p>
<p><u>第5番 新津 孝徳 議員</u></p>	
議 長	<p>次に第5番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。</p>
5 番議員	<p>第5番、新津孝徳です。先に提出いたしました通告に基づき質問をいたします。今回は職員採用について、職員の仕事への取り組み方についての2点をお</p>

	<p>聞きしたいと思います。</p> <p>国の経済政策も地方にはなかなか波及してきません。政府も何とかしなければとやっと地方創生を打ち出しました。しかし、若者はどんどん都会に出ていくといったかたちが出来上がってしまって、これを変えるのは容易ではありません。町でも地方創生総合戦略を策定し、推進本部を立ち上げ、町の総合計画と合わせて知恵を絞り取り組んでいるところであります。一つの例であります、私たちの若いころと比較しますと、保育園の未満児保育に預ける割合の多さにはびっくりいたします。町長の重要施策の一つであります、より子育てしやすい町の影響もあるかもしれませんが、核家族の定着した今、経済的に楽ではないといった一面もあるのではないのでしょうか。このような折、町の職員は町民から見ますと安定していて良い職場だと思っています。毎年数名の職員が採用されています。当然採用規定があり、これに準じていると思いますが、まずこの採用規定の説明をしていただきたいと思いますが、これは私が調べて本当はやるべきだったと思いますが、出していただきましてありがとうございました。聞きたいところを申し上げます。この資料の要求の時に実は最近5年間の職員の募集の方の本籍と現住所が町内にあるか分かる資料を要求したわけですが、それは出していただけませんでした、その理由と、もう1点はこの2番の採用の条件。試験に合格して採用された場合は小海町内に住所を有すること。とありまして、ここに時間的なことは明記されていないのですが、これは職員である以上ずっと、なのか、その2点の説明をお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答え申し上げます。採用条件でございますが、資料綴りの2ページ以降に28年度の職員採用試験の受験案内というかたちで申し上げます。本年採用予定、いずれも若干名でございます、一般事務と保育士という内容でございます。諸々国籍情報等も含めてお示ししてございますが、年齢的には30歳までということでございます。従前保健師を採用募集する際には45歳以下ということで幅広く人材を求めないとなかなか応募がないというようなことも含めまして、やった経過もございまして、本年は保健師が入っておりませんので保育士までいずれも30歳までという年齢制限を1点設けてございます。それから採用の条件2番でございますが、採用された場合は小海町内に住所を有することということでございます。これにつきましては、平成20年以降受験時の住所要件を無くしたということも含めまして、採用後は町内に住所を置いてくださいということでございます。それ以前は町内出身者に限るといような線がかかっていましたけれども、</p>

	<p>なかなか広く人材を求めるにはそういった制限があれば優秀な人材が集まらないというようなことも含めましてあったわけでございますが、平成20年以降でございます。その後、その時と同時に採用後は町内に住居を置いてくださいということをご設けてございます。これはいつまでかということでございますが、採用後一定期間ということでございます。未来永劫という趣旨ではないということは自明の理と言えは自明の理でございますが、その後いろいろな家庭の事情、個人的な事情も含めて、婚姻等もございませぬ。それらも含めて町外に出られるというケースは当然想定されていますけれども、それを妨げるものではないとご理解いただければよろしいかと思っておりますが、強制力はどの程度あるのかということでございますが、こういった条件で現在は職員に指示を出しているところでございます。もう1点、町内外と本籍の関係でございます。現在この履歴書を出していただく際に、本籍表示は原則として求めないということでございます。ですから、現在の職員、採用職員も含めて応募段階でその方の本籍がどこにあるかということは一切わからない。これは採用に本籍は関係ないという意味でございます。それから町内外の関係でございますが、申請時、受験時の住所につきましては町出身者であっても、学生であれば町外へ住所を置くというケースがございます。それから帰省先、親の名前等は書く欄がございませぬので一律名前と住所を以って町内出身者かどうかというのはなかなか分かりにくいというのが実情でございます。学校等で例えば高卒から判断するのかということになりますと、町外の高校卒というところから始まるのもうどうしようもないということでございますので、それらを加味して過去5年間でございますが、町内に住所があつて受験時に町内に住所があつた方が8名、町外にあつた方が12名、合わせて20名、この5年間で採用してございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ありがとうございました。今説明をしていただきましたけれども、時間的な明記はやはりなされていないということでございますが、それでは質問をさせていただきます。現時点でこれに違反されている方はいなくて、準じているというふうに捉えて良いですか町長。</p>
<p>町 長</p>	<p>お答えを申し上げます。今総務課長の方から答弁させていただきました。採用時についてはそういったことを条件として明示してある。しかし、その後今申し上げましたように結婚、あるいは家庭の事情等によって住所が変わる。あるいは保健師等の専門職の場合についてもそうですけれども、いろいろな事情等を加味しながら優秀な職員をお願いしているということ</p>

	でございます。よろしくお願いいたします。
5 番議員	少し分かりづらい点もあるわけですが、規定がある以上なるべく地元の方、無理に地元を使えというわけではございませんが、はっきりしたそういう方を使っていたらいいと思います。当然規定に反した場合にはいろいろ相談するところも出てくると思いますが、低成長時代の続く昨今では、職員の意識改革も必要であると考えます。大学卒の職員も多くなっていると思います。町長は職員の能力も一番わかっているはずですが、大学を出たからといって全て良いというものではありません。町長はどのような職員を望んでいるのか、また採用に一番何に重きを置いているのか、その辺をお聞かせください。
町 長	お答えを申し上げます。どんな職員を、ということでございますけれども、公務をしていく上において必要な知識と能力があること。そして人間性、また体力、こういったものがあること。当然健康であること。そしてやる気と協調性等、総合的に労務に適性があるかどうか、そういったことを試験によって確認し、それらの職員の採用に努めているところでございます。当然学力とか、あるいは適応性については試験によって判断ができるわけですが、町の将来を背負っていく職員の採用、これをやはり最優先にすべきである。そういったことについては二次試験の面接によって把握していくということでございます。極端な地元優先とかそういったことではなくて、町の将来を担えるそういった人材を求めてきたということでございます。一つのお話を申し上げます、採用されても半年間については任用の期間ということで正規の職員とはならないわけですが、10月1日を持って正規の職員となるということでございます。その時点において新規に採用した職員と必ず話し合いを持ちます。そういった時に半年たつての思いや現状、そして職員としての有り方など、基本的なことをお話しさせていただきます。当然こんなはずではなかったと思う職員もいるでしょうけれども、そういった悩みを聞く機会としてもそれを捉えているということでございます。その時に私が必ず言うことは、与えられた仕事をするというのは、それは当たり前のこととお話を申し上げます。そして町民に信頼される職員、そして体と心の健康と人間関係を大切にしてもらいたい。また初歩の初歩ですが、あいさつ、そして将来この素晴らしい職員は私が町長の時に採用された職員だと、将来に向けて私が胸を張って言えるような職員になってもらいたい。またその逆には絶対ないでほしいとこのように申し上げます。当然しっかりした公平な試験と面

	接によって優秀な人材を何とか確保する。そういった努力をしているところでございます。以上です。
5 番議員	<p>ありがとうございました。この採用の条件の職場の適応性の検査というのは大変難しい問題があると思いますが、ただ今町長の述べられた通り、この通りにいってれば素晴らしい採用の仕方だと思います。今後もぜひともそのような方法でなるべく小海町に住所を置いていただけるようにして頑張っていたきたいと思います。やはり前向きな努力のできる人はどこでも求められていると思います。現在直面している人口減少の鈍化問題。このことは若い人たち、高校生から大学生も含め町に残ってもらえれば一番ありがたいのですが、これも大変な難題であります。若者の都会への憧れ、そして一番が町としての役割である仕事づくり。今まさに取り組み始めた地方創生の有り方。町の魅力アップ作戦等々であります。これらも自由奔放な高校生、町には小海高校もありますので、小海高校の生徒の皆さんの意見も取り入れ、職員採用の話もしておけば就職活動の一助にもなると思いますが、意見交換も含め職員採用の周知はなされているのか町長に答弁をお願いしたいと思います。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。先ほども新津議員さんがおっしゃったように大学卒、あるいは高校卒、それは何ら変わらないということでございます。全ての高校ではございませんけれども、小海高校、地元高校に関しては募集要項というものを高校の方にお届けし、そして優秀な人材について試験を受験されるようにということでお願いはしてございます。私が町長になってから小海高校卒の採用1名だけですけれども、採用をさせていただいたところでございます。当然そういったことではなくて広報誌、あるいはホームページ、あるいは防災無線等で周知の徹底を図っているところでございます。また逆に大学、あるいは専門学校、そういったところから要項を送っていただきたい。うちの卒業生をぜひお願いしたい。こういった逆の採用予定について紹介等もございます。いずれにいたしましても漏れのないように全ての大学とか全ての高校とか、そういうわけにはいきませんが、出来る限りの周知をしてみたいと考えているところでございます。</p>
5 番議員	<p>小海高校には周知徹底されているということでございますので、やはりそうしますと、大学へ進学した後もまた小海町が良いと思えばまたその時にもチャンスがあるわけでありまして。今後とも小海高校側がもし意見交換にも応じていただけるような可能性もありましたら、そのこともまた考慮し</p>

	<p>ていただけたらと思います。</p> <p>次に職員の仕事への取り組みについて質問いたします。5月16日の信濃毎日新聞に週刊現代の見出しが載っていました。その中に役人だけが幸せな国、就職するなら公務員、高い給料と退職金、年金、休み放題、充実の福利厚生、そして仕事の責任は問われません。という見出しが書かれていました。この文面に興味を感じ質問をさせていただきます。これをそのまま町職員というわけでは全くないのですが、まず第1点は組織であります。いろいろあるわけですが、一般に各課があり、課長、係長がいてその下がいます。人事異動がありますと、ベテランを除くと初めての仕事に取り組みます。当然上からの指導があつて効率よく仕事が進むようになっていると思いますが、私のような職人と違って仕事をしているだけではなく人間関係という難しい問題もあると思います。そして町民が役場を訪れた時に担当者の留守の時があります。このような時に担当の者がいませんではなく、まず何の用事で来たのかを聞き、別の課でも分かる人がいるかもしれません。町民が何度も役場に来なくても良いようにサービスの徹底につなげていただきたいと思います。例え内容は十分分からないにしても町民の受け止め方は和らぐと思います。そこで各課長に伺います。今述べました各課の上下間の課題。臨時職員も含めて町民サービスについてと、一連の上下関係をどのような考えを持っているのか。全員では申し訳ありませんのでこちらの総務課長、町民課長、産建課長の3人に一言ずつお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えを申し上げます。窓口対応も含めてでございますが、体調を維持するというようなこと。それからメンタルヘルスの部分もございまして、それらが全てお客様対応に現れてくる。特に総務課の関係は窓口業務を持っていますし、会計も持っていますというような中では、なかなか人事異動直後というのは対応に不備が生じる、不備が生じるというのは語弊がありますがけれども、不慣れな面も出てくるというようなことでございます。それらにつきましては特に4、5、6月くらいまではかなり濃厚な対応をせざるを得ないというのが実情でございます。慣れれば全て解決するかという問題ではございませんけれども、それ等日々一つ一つ引継ぎも含めてきちんとこなすというのがこれはどんな立場になっても同じでございます。新入社員であれ、新入職員であれ、長年経って係長になり、役職になっても全く同じこととございまして、基本をルーズにするいろいろな問題が起きてくると日々職員には伝えておりますし、私もそういったかたちで基本を守るというようなことを忠実にこなすというのがお客様対応の相応しいあ</p>

	り方ではないかと理解していますし、そういう助言をさせていただいております。以上でございます。
町民課長	町民課の状況のお話をいたします。まず小海町役場は職員数が少ないということで、町民課でも各係名はしょっていても係に2人職員がいますけれど、やっている業務はまるで違うというのが実情です。文書等は一番下の人間から係長を経由して課長まで上がり、必要に応じて上まで上げるようなケースがあるのですが、そこをしっかりと見ない限りは下の人間が何をやっているのかというのはよく分からない状況になっています。今議員さんがおっしゃっているところの担当が留守というケース、多分町民課が一番多いのではないかと考えています。ですので、係長がなるべく係の仕事も把握しながら、というのを期待するところですが、やはり量的に難しい部分があるということで、私もなるべく見て、例えば担当者がいない場合に分かる範囲であれば、窓口の方にどのような用でというような話しかけをしまして応えるようにしています。さらに今年になりまして包括支援センターが役場の中に入ってきました。保健係とか包括とかへご相談に来る方というのは、単純に窓口へ来られる方よりもっと切羽詰った状態で来られる方が多いです。ですので、4月の課長会議の終了後の課会の中でも言ったのですが、保健の絡み、包括の絡みは可能な限り誰もいないという状況は作るなというようなかたちにしまして、来られた人が少しでも和らぐようなイメージ作りをしているところでございます。よろしく願いいたします。
産業建設課長	新津議員さんおっしゃる通りだと思います。お客様対応を最優先にして親切に誠意をもって対応していくということは基本でございまして、常日頃から職員全員がそういうことをやっていかななくてはいけないと思います。ただどうしても担当者がいないという時とか仕事が忙しい時、なかなか適切なサービスができないというようなことがございます。今町民課長が言ったように全員が出払うということがないようなかたち、誰か1人は必ず残しておいて適切な、正確には十分に答えられないかもしれないけれど、対応するという体制は心がけているのですが、引き続き頑張りたいと思います。よろしく願いします。
5番議員	各課長の皆様大変ありがとうございました。今お言葉をお聞きしますと、大変小海町の役場は素晴らしいと言われる内に入っていると思いますので今後ともぜひ気を付けていただいて、全課一丸となって頑張ってくださいと思います。私は仕事を見ていませんのでつまらない質問をしました

	<p>が本当にありがとうございました。もう1点、職員の仕事への責任についてということで伺いたいと思います。週刊現代の記事も全く無視することもできません。仕事の責任を取っていないと思う人が少しでもいるからこういった文面があるからだと思います。当然新人であろうがミスはミス。間違いもあると思います。それなりの責任感はあると思いますので、問題の生じたときに各課でどういった対応を取るかが大事だと思います。1人に責任を押し付けるのではなく、問題をよく精査して次に同じミスをしないようにすることだと思います。仕事への責任についても各課長に申し訳ございませんがコメントをお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答え申し上げます。近年パソコンが普及してまいりまして、かなり高度な操作をしないと後々障害が生じるというようなケースもございます。それらを含めまして引継ぎ後にそういった弊害が発生するというケースがあります。これはすぐ発生するというのではなくて、かなり経ってから露見するというようなケースまであり、なかなか個人の技量だけの問題なのか、システムが非常に高度化されているというようなこともありまして、そんな事例もございまして、それらを含めてでございますが、再発防止の前に原因は何なのかということ。引継ぎは正しくされたのか、その時の業務処理の手順は間違っていなかったのか、これがいろはでございます。それらを確認することによって再発防止になるということでございますし、きちんと包み隠さず引き継ぐというようなことも再発防止の1個でございます。それらを素直に上司に報告できる職場づくりというのも大切でございます。1個隠し始めると全てが最悪のケースまで露見しないというようなことは断じて防がなくてはいけないというようなこともございまして、全て責任問題ということではなくて、どうすれば町民サービスがスムーズにいくかということが根幹でございますので、それらを職員にも分かりやすく、我々もそれらを念頭に置いて日々チェックするということを含めて職員との話し合いをしており、これからも続けてまいりたいと考えています。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お答えいたします。総務課長から引継ぎという言葉がありました。肝心なことを引き継がないで表面的なことを引き継ぐというケースが結構ございます。私短気なものですから、他の職員に聞こえるようにその場でどやしてしまいます。その願いは自分が、気が短いせいもありますけれども、一番は同じ間違いを繰り返さないでもらいたい。簡単なミスをしてくるケースがございます。機械化されたということで例えば通知文書にしても日に</p>

	<p>ちを変えればいいのかということころで何年というものを改めてなかったり、例えばご案内の文書の中に季節の言葉を入れるわけですが、この時期にこの言葉かというようなケースも何件かございます。そうした時には赤ペンで突き返すようなことをします。それを機に同じようなミスはしないでくださいという意味でやっています。残り4年間ありますけれど同じようにやらせてもらいます。嫌われていると思いますけれども大きい声も出していきます。よろしくをお願いします。</p>
産業建設課長	<p>2人の課長申した通りでございます。ミスは早期に対応して2度と起きないシステムとか体制を作っていくことが大事だと。言葉ではなくて書類でしっかり残していくということも強くやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。</p>
5番議員	<p>大変ありがとうございました。素晴らしい課長がそろっていますので仕事の内容もそんなにミスもなくできていると思っておりますが、課長の意見を伺ったところで最終的には町長の責任という場面も無きにしも非ずということで町長の一言を伺いたいと思っております。</p>
町長	<p>今各課長からお話しをさせていただいた通りでございます。当然一生懸命やって町民に理解されない、あるいは勘違いをされる、そういったことについては結果的に責任が発生する。一生懸命やったことについてはきちんと最後私が責任を取ります。当然都合の悪い事、あるいは困ったこと、そういったことほど早く上司に伝えるように。また課長は副町長、町長に伝えるようにということをお願いをしているところでございます。課内の人間関係、連携、そしてよく「ほうれんそう」と言いますが、報告、連絡、相談、こういったことを常にこまめにやっていれば大きな問題は発生しないと思っています。いずれにいたしましても、みんなが気持ちよく仕事ができる環境作り。また町民の皆さんが満足してお帰りいただけるようなそういったことに努めてまいりたいと思っています。当然時と場合によってはトラブルが発生するのもやむを得ないと思っていますけれども、そういったことを少しでも少なくする努力をしてみたいと思っていますので、また私、副町長、課長、そして係長、係、それぞれが連携を密にして町民のために仕事をしていくことが基本であると思っていますのでよろしくお願いいたします。</p>
5番議員	<p>ありがとうございました。地方の景気はまだまだ低迷中であります。職員の皆様の心機一転、そして町長以下一丸となってこの時世を乗り越えていただくことをお願いいたしまして私の質問を終わりにします。</p>

議 長	<p>以上で第5番 新津孝徳議員の質問を終わります。 ここで3時15分まで休憩といたします。 (ときに15時01分)</p>
<p><u>第9番 的埜 美香子 議員</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 (ときに15時15分) 次に第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
9番議員	<p>第9番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問をいたします。今回私は在宅介護の実態と支援策についての質問と新規就農者支援について質問いたします。この質問は両方とも以前にも質問していますが、いずれも議論の中で研究をさせていただきたいとお答えを頂いていると思います。その後の進捗状況と今後の対策について質問していきたいと思います。まず一つ目の在宅介護の実態と対策についての質問です。在宅の介護の問題は5年前にも質問させていただきました。以前から老老介護、介護離職、待機施設等々様々な問題があるわけですが、現状はどのようになっているか。町での在宅介護の実態がどのようになっているか。要介護度認定者数と在宅介護サービス受給者数ということで資料を出していただいていますので、その説明と合わせてお答えください。</p>
町民課長	<p>状況について私の方から説明させていただきます。まず町の高齢者の状況でございます。町の65歳以上の方1,800名ほどおいでです。その内1,000人余りの方が独居、または老老世帯ということになっています。資料の4ページの方でございます。①ということで要介護認定数というかたちになっています。295名の方が3月サービス分の段階で認定を受けています。その内約半数の方が独居、または老老ということでございます。ただこの295名の中には当然のことながら施設入所されている方がおいでです。この時点だと72名ということになります。従いまして残りの80名前後が在宅で独居、または老老というかたちでおいでになるということでございます。それから2番目の表ですけれども、その認定者数の中で在宅系の介護サービスを3月に受給された数の人数ということでございます。当然に要介護3、4、5の辺りを見ていただきますと介護度が重いにも関わらず2番のところに数字が上ってこないという方につきましては施設入所が入っているということで3段階に31名、それから4段階で15名、それから5段階では26名の方、計72名ですけれども、施設入所ということで、さらには要介護5の中には長期入院されている方が3名いるということで3、4、5のところは全ての方が利用、</p>

	<p>もしくは長期入院のかたちになっているということでございます。それから要支援1から要介護2までの差につきましては、認定は受けているけれどもこの月のサービス利用はなかったということでご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。</p>
9 番議員	<p>ただ今説明を受けましてこの表を見たところ、5年前より要介護認定者数というのはやはり若干増えていますが、在宅サービス受給者というところは減ってきているのかと。老健の増床とか何かの影響もあって施設入所もだいぶ増えたのかと、今の説明も合わせてそういうふうに伺えるわけですが、やはり在宅で介護されている方はこの数字から見ても大勢いるわけで、説明いただきましたように老老介護の問題。それに加えて介護離職の問題。それと合わせて年々増加しています認知症の問題など、家族介護には様々な苦勞があると思ひます。介護者への支援の方がどのようになっているか。在宅介護者への慰勞金、資料に出していただいたように近隣市町村では慰勞金というかたちで支給されているわけでもありますが、5年前にも同じようなお願ひをしたわけですが、小海町でもまたこの慰勞金の方を復活させるわけにはいかないかどうか、資料の説明と合わせて介護者への慰勞金も含めた支援策についてお答えください。</p>
町民課長	<p>私の方から資料の説明をさせていただきます。同じく4ページ④の表になります。在宅介護者支援制度の比較ということでその制度があるか、無いか。またある場合には28年度の予算額ということで南佐久郡町村のホームページや電話等の聞き取りによりまとめさせていただきました。説明申し上げます。まず介護者慰勞金、一番上でございます。6市町村の内3つの町と村であるということでございます。概略を口頭で説明します。佐久穂町ですけれども、月1万4,000円で年間16万8,000円。それから南相木村ですけれども、ホームページからですと4万円から15万円という幅がございます。それから北相木につきましては月2万円で年額24万円ということでございます。それから支援制度としまして慰勞金だけではなく、いろいろな事業展開を各町村やられているということで、2段目が介護用品支給。主におむつでございますけれども、小海町でも実施しています。最大で3万8,000円。それから佐久穂町は3万6,000円が最大になっています。それから川上村は4万円。それから南牧村が7万5,000円。南相木が7万5,000円。北相木が3万円ということだそうでございます。それから真ん中のリフレッシュ事業ということで介護されている皆さんの気晴らしというか、そういった会に対する補助ですとか、講演会というようなものが事業内容になるわけですがけれど</p>

	<p>も、そこにありますように北相木を除いて五つの町村でその予算規模で行われているということでございます。それから下から二つ目です。小海町だけにしかない制度になります。自己負担金に対する補助金ということで介護保険を利用しますと原則1割の利用者の負担金がかかります。町では今回ここへ載せました在宅系のサービスを利用されている住民税非課税世帯の方の利用料に対しましてその半額を補助しています。利用料というものにも医療費と同じように1月の限度額というものが所得、収入に応じて決まっています、収入が80万円以下の場合には1万5,000円。それから収入80万円以上の非課税の方については2万4,600円という限度額が設定されていて、例えば30万円のサービスを受けた場合には3万円という算定がされるわけですが、今言いましたように1万5,000円以上はもう取らない。2万4,600円以上は取らない、そういう介護保険の制度になってございます。そうした中、町のこの自己負担金に対する補助金というところで計算させていただきますと、2万4,600円上限という方が何名かおられる中で、その方が年間ずっと利用した場合2万4,600円の半分の12か月分ということで14万7,600円というものが補助金として交付される仕組みの制度になってございます。それからもう一つ、一番下の往診補助と書いてございます。往診ですとか訪問診療、訪問看護も時にはありますけれども、こうした場合のお医者さんがその方の自宅へ行く交通費については呼んだ方の実費というのが原則になっているようでございます。ですけれども、ここも町の方では5km以上については片道540円、それから5km未満については片道270円というかたちで診療所ですとか訪問看護ステーションの方へ補助金を出すかたちで実際呼んだ皆さんの負担軽減を図っているところでございます。ちなみに先ほど説明しました町単独で実施している利用者負担減免で、この3月分のサービスの中では68の方が該当になりまして38万円支出しているところでございます。年間にすればその12倍程度になるというところでございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>町 長</p>	<p>介護慰労金の復活のお話がありました。今の状況につきましては町民課長からご説明を申し上げた通りでございます。介護保険の利用者世帯に対しましての町独自の負担軽減というものをやっている。特に他町村ではない低所得者に対しての支援も行っている。また往診についても今説明のあった通りでございます。家族について慰労する、こういう趣旨の慰労金の復活は今のところ考えていません。実態として介護保険等の制度利用を優先すべきであるということ。また現在は本当に介護保険が充実し、ショー</p>

	<p>トステイ等違和感がなくどなたも利用されているということ。要介護者の皆さんと介護者双方にとって納得して、安心して利用されていると承知しているところでございます。家族介護者に金銭給付で慰労する、そういった意義は少なくなっているのではないかと私は判断しています。逆に慰労金を受けることによって制度利用を遠慮する等、そういった弊害の方を懸念しているのが私の気持ちでございます。そもそも被介護者が利用上の経済的支援を求めるということはあります。当然介護保険では充当できない、どうしても足りない、こういったことについて支援を頂きたいという声を聞きましたけれども、小海町が以前介護慰労金制度を廃止し、他町村は継続しているわけでございますけれども、金銭的な支援を復活してほしいと、こういった声は直接お聞きしていないというのも実態でございます。介護保険制度をより利用しやすいものにしていく。あるいは今課長から説明があった町単の補助事業、こういったことを充実させていくほうへ力を注いでまいりたいと、このように思っているところでございます。以上です。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ありがとうございます。ただ今課長の方から説明いただきました。町独自の支援策ということでもいろいろ説明いただきましたように、心のケアを初め、いろいろなことを実施しているという話しです。町長の方からは保険制度のサービスがいろいろある中で利用していただきたい。安心して利用していただいている、そういうようにお答えいただきました。私はこの間介護をしている方や、していて亡くなった方何人かにお話をお聞きしたところ、小海は福祉施設や医療機関が整っているから安心できる。また、保健師さんやケアマネさんが親切にいろいろなサービスを教えてください。そういう声もたくさんお聞きしました。その一方であまり周りには迷惑をかけられないとか、お金がかけられないから自分で手すりをつけたり段差をできるだけ低くすることを自分でやったという話や、いろいろな説明を丁寧に受けたのだがあまりよく分からないままサービスを利用して、その後引き落としでびっくりした。そういう話もお聞きしました。介護保険制度の事がなかなか分からなくて、慣れたころに亡くなってしまった。介護保険制度の分かりにくさと、そうはいってもやはりお金がかかる、そういった問題があると私は感じました。小海では低所得者への、今説明がありましてけれど、支援という話なので頑張っている部分もあると思いますが、慰労金ということとはまた違う意味のものだと思います。町長が今説明されました以前慰労金をやっていたというお話もありま</p>

	<p>した。以前慰労金をもらったという方の話では、介護している時には本当に使う余裕がなくてずっと貯金をしていた。おじいさんが亡くなってからおじいさんのご褒美だと思ってありがたく使わせてもらったという話、介護の苦労話と一緒にそんな話をしてくれた方もいらっしゃいます。食事、トイレ、お風呂、全部やってあげなくちゃならない、いろいろなサービスも上手く利用できればいいと思いますし、施設に入ればいいと思います。でもやはり介護される方は自分の家で家族のいるところで暮らしたいと思っているし、家族もできるだけそうしたいと頑張っています。初めに実態はお聞きしたのはそういう部分もお話しいただけたらと思っていたのですが、近隣町村の慰労金の支給状況ということで出していただき、説明いただきましたが、佐久地域で言いますと、御代田町や立科町、そして小諸市でも慰労金を支給されています。御代田町、立科町でもらっていた方の声と今ももらっている方の声も聞くことが出来ましたので紹介しますと、「介護は本当に今となれば笑い話ということもあるのだけれど、その時は必死で泣きたくなることばかりであったよ。でも慰労金をもらった時には本当にうれしくて、一瞬でも疲れが吹き飛んだ、本当にありがたかった」という声。また今でももらっているという方。「旦那をずっと介護していて、だんだん重度化して大変になってきた時に慰労金が支給されて涙が出た。今でもありがたくいただいている」そういう声をお聞きしました。介護慰労金は介護者へのねぎらいであり、励ましでもあります。介護は家族の責任ではなく地域で支え、行政が支える、ここに根本があると思います。その気持ちが慰労金なのではないかと思いますが、改めて町長に伺いたいと思います。どうでしょうか。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。今御代田町さん、あるいは立科町さん、小諸市さんもやっておられるようですけれども、2つの町村で実際に介護をしてご苦労をいただいている大変さ、またねぎらい、こういったお話を頂きました。当然町の中でも介護をされている皆さん。老老にしても、あるいは家族のどなたにしても大変であるということは承知しています。そういったことについて介護者会等を開きながら、あるいはリフレッシュ事業等を行いながらお互いに苦労話をし、また介護の仕方等についても勉強会等を行っているということでございます。町においても今介護制度があまり分からないというようなお話がございました。現在在宅介護支援センターに保健師を平成28年度から1名増員し、そして1人は常に携帯電話を持ち、24時間体制でサービスや悩みについてお聞きし、またそれなりにお答えしながら手</p>

	<p>助けをしているということでございます。先ほども若干申し上げましたけれども、金銭的にご慰労する。こういったことによってこれだけ介護保険そのものが充実し、誰もが遠慮なく1割の負担はありますけれども利用する。また、利用するようにまた在宅介護支援センターの方でも支援している。こういった中で逆に慰労金をもらっているから自分が責任を持って介護しなくてはならない、介護保険を利用することを少し躊躇する、このようなことがあってはならないと思っているところでございます。いずれにいたしましても、私も実際の声を直接聞いたわけではございませんので、主には在宅介護支援センターの方でそれらについては把握しているだろうと思しますので、また話は伺ってまいりたいと思っているところでございます。しかし、現在の考え方というのは先ほど答弁をした通りでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>介護保険の利用できるところはもちろん利用していただく。先ほどそういうことを私は申し上げました。それはもちろんのことです。例えば立科町では要介護3で、金額で言うと年額6万円、要介護4で9万円、要介護5で12万円支給されます。これを小海に当てはめると486万円です。それが決して安いとは言いませんが、全然やれない額ではないと思ひます。長の考え一つで出来ることだと思ひますので、ぜひ新井町長任期中にやっていただきたいというふうに思ひます。これは余談ではありますが、こんなことを言われた方があります。「私介護している時は余裕がなかったからだけれど、おばあさんが亡くなってから、もう少し記録を残しておけば良かった。薬の記録しか残っていない。」と、そんな話をお聞きしました。忙しいときにでもちょっとしたことを書き留めておく簡単な記録帳みたいなものを慰労金と合わせてプレゼントするのも良いかと、そんなことも思ひました。いずれにいたしましても、ただ今課長から説明ありましたように老老介護の実態も今日分かったわけです。介護の苦労はやってみたものにしか分からないということばかりです。一番身近な行政が支えとなるのは当たり前だと思ひます。温かい小海町へ、行政レベルでしかやれないことはぜひお願ひしたいと思ひます。</p> <p>では次の質問に移ります。新規就農者についてはこれまでも何回か質問もし、提案もさせていただいています。この間、国の支援状況、あるいは地方創生の関係で県の方も定住に結び付けるための新規就農支援策もいくらか進んできていると思ひますが、今、国や県で新規就農者支援、こういったものがあるか、また町独自の取り組みを今後どう考えているかお答え</p>

	ください。
産業建設課長	<p>お答えいたします。最初に国、県の新規就農についての取り組みということで、就農するまでの順番的に大きく3つに分けてご説明したいと思います。最初はやはり一番重要な相談体制でございます。県では各農業改良普及センターというのがございます。そこに職員が新規就農の相談窓口の担当者ということでいます。相談を実施しています。農業には限りませんが、東京にあります銀座ナガノの4階には移住交流相談室。ふるさと回帰支援センター等々、そういう都会の方にも相談窓口が設置されていて新規就農の相談にも応じているということで相談体制が一番重要というか、取りかかりになりますので広くやっているということです。2点目としまして今度は農業体験とか研修の制度です。まず農業大学校では1泊2日で6回ほどそういう研修をしています。特に栽培の技術であるとか、農業経営の知識を身に付ける、そういう研修、制度があります。もう1点は新規就農者への研修ですけれども、新規就農里親制度ということでこれはいろいろ前から言われているものなのですけれども、これは給付金を得ながら県の登録を受けた農家へ1年なり2年実際の農業研修をして実際の農業に入っていく、新規就農里親制度というのがございます。そういう体験、研修関係です。3点目が今度実際に農業を始めるという中では4つございますけれども、農地の問題、農業機械とか設備の問題、住む所の住宅の問題、実際に始める資金の問題。4つ確保しなくてはならないという中では、特に資金面につきましては経営が安定するまでは青年就農給付金というのが最大5年間、年最大150万円ですけれども支給される制度がありまして、これも利用していますけれどもそういうものもあります。後、制度資金ですけれども、無利子ですとか、低金利で長期的に融資が受けられる。これは認定新規就農者が対象でございますけれども、そういう制度があります。主にその3つで国、県の取り組みがでございます。県の農業改良普及センターには技術職員がいますけれども、新規就農した場合はそこに定期的に訪問して相談ですとか、いろいろな指導を定期的に行っているということもあります。今度は町として具体的にどんな新規就農対策ということですが、国、県と同じように相談窓口をしっかりと設置してやっていくという中で、先ほども言いました4点の関係でございますけれども、1点目の住宅、住むところ。これにつきましては今空き家対策ですとか、町営住宅等々紹介して、後、空き家へも住宅リフォーム助成制度があります。そういうことを活用してもらって住むところを支援していく。2番目が農地の支援。これは農業委員会等</p>

	<p>を通じまして貸しても良い農地をデータ化して、農地を新規就農者等へ、希望者に誰でも見られるような案内をしていますけれども、今十分情報が来ないということがあったりしましてまだ十分とは言えない状況ですけれども、努力しているところでございます。3つ目が経済面です。これは先ほども言いましたように青年就農給付金制度がありますのでこれを積極的に活用していく。今年から始まりました雇用定住促進事業、月1万円3年間というのも当然活用できるという、そこら辺を積極的に利用して経済面を支援するというところでございます。4番目になりますけれども、農業の経営ですとか農業の技術につきましてはJA、後は県の普及センター等々が当然相談窓口になっていますので、個々そういう相談していただければいろいろな支援、相談が受けられるということになっています。後、農業里親制度、先ほど県の方で言ったのですけれども、町としては県の補助に補強しまして補助金を少し上乘せして、ぜひその農業の里親制度を充実させていきたいということで今年から取り組んでいるところでございます。以上でございます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>説明ありがとうございます。今課長の方からのご説明で国や県の方の相談から始まって、体験、研修、そこから始めるところまで。また、その後相談まで県の方でやっている。経済的にも就農給付金等の制度が国や県の方であるというご説明を受けました。問題は今お答えいただいたような国や県の制度が町の方からしっかりとお知らせされているかということだと思います。今、町の取り組みの方も挙げていただきましたが、例えば今度始まりましたインターンシップ、その期間の中でそういう情報提供がしっかりされているかということで、今、課長の説明がありました。農協や改良普及センター、そういったところとの連携が本当にははかられているか。一連の流れが分かる情報窓口がしっかりしているのか、そういったことが大変重要になってくると思います。それと以前から何度も繰り返し言ってきましたが、新規就農者にとってまず住むところの確保と軌道に乗るまでの資金繰りが一番大変なわけです。空き家対策の話もありました。しかし、なかなか進まないのが現状ではないでしょうか。前々から提案しています研修センターの検討の余地はないかどうかということと、国や県の、ただ今いろいろ説明がありましたが、制度を補う制度や合わせ技になるような町独自の支援。例えば青年就農給付金が支給されるまでの運転期間の資金、補助、あるいは貸付、そういったことがきめ細やかな支援になるとは思いますがいかがでしょうか。</p>

<p>産業建設 課長</p>	<p>まず1点目の相談体制でございます。的埜議員さんおっしゃる通りやはり一番これが重要なこととございまして、今現在相談に来た方にはそれぞれ相談内容に応じて農協と会わせたり普及センターと相談して3者で担当者と会っていろいろな相談に即座に対応できる体制を整えてきています。ただ今言った情報発信、そこら辺は弱い面がございまして、個々に相談に来られたところでは体制は整えてはありますけれども、外に向かってこういう体制がありますよとか、今言ったいろいろなものがありますという情報発信については少し弱いところもありますので、これについては少し努力して情報発信を強めていきたいと思っております。後、住宅の関係で以前ご指摘いただきました新規就農者用の研修施設です。佐久穂町にありまして、こちらを調査したところなのですけれども、住むところの解決にもなりますし、そこに研修でいる期間、新規就農者ですのでいろいろな情報の交流になるということと、その後農業に定着しているというような実績を佐久穂町さんの方から聞いて、その後少し検討してきているわけなのですけれども、なかなかやはり、果たしてどこの場所へ作る、資金はどうする、その後の対応はどうする、管理はどうする等々、なかなか高い壁がありまして、なかなか具体的にならないというのがあります。そういう中で今現在やはり空き家を有効利用する。町営住宅も有効利用して住むところは何とか解決していこうということで、当面は取り組んでいるということでございます。インターンシップですとかそういう方々がこの間13名、27年からインターンシップ始めていますけれども、13名来ているうち3名が定着して、農業に限らないのですけれども、定着している中では一つの取り掛かりとしてこのインターンシップ制度というのは大変有効でございまして、そこら辺は進めていければということでございます。一つは今度制度の上乗せと申しますか、補強ですけれども、青年就農給付金等々への上乗せということで、就農がもらえる前の資金援助等々。要望も聞いている面もありますのでいろいろなそういう要求に対しまして少しまとめまして、検討してまいりたいと思っております。以上です。</p>
<p>9番議員</p>	<p>ぜひ今課長から説明ありましたような事が相談窓口の中でしっかりと情報が入るようにお願いしたいと思います。そして研修センターの件ですが、この研修センターの実施で新規就農者を毎年生み出している自治体は佐久穂町だけではなく、宮崎県の綾町もそうですが、成功事例がありますので、ぜひ小海でも研修センター、大きくなくてもいいと思うのです。それこそ空き家を改修してもいいと思います。小海式の新規就農者受入事業をぜひ</p>

	インターンシップから始まって研修制度へ、そして就農、定住へ、そんな流れが出来れば良いと思いますが、改めて町長へ伺いたいと思います。いかがでしょうか。
町長	お答え申し上げます。佐久穂町で研修センターを以前からずっとやっておられるということで、そちらの方へ職員に視察に行ってくるように指示したところでございますし、また実際に行っているいろいろなお話を聞いてまいりました。今的埜議員さんがおっしゃった通り研修センターから営農へと多くの皆さんが移行しているというお話も聞いたところでございます。それを小海町でも大きな空き家等についてそういったことを検討し、また研究もしたこともございます。今のところまだそれが実現していないということ。またもう1点、インターンシップ等をやり、そういった希望がどのくらいあるのかということ。そういったものがあるから来てくださいと言わなくては駄目だとの的埜さんに言われるかもしれませんが、そういったこともしていかなくてはならないだろうし、また資金面においても例えば5年間新規就農者に対しましては150万円の支援がある。それが決定するまでの間ということで、言い方が悪いかもしれませんが、確実にそういった方につきましては借りられる、支給されるという皆さんについては前借ではないのですけれども、そういったことについても相談の中ではさせていただいています。いずれにいたしましても、小海町で農業をやりたいという皆さんについては、改良普及センター等としっかりスクラムを組んでやっていきたい。また里親という制度もございますのでそれらも活用しながら取り組んでまいりたいと思っております。
9番議員	ありがとうございます。本当に小海で農業をやっていただきたい、定住していただきたい、そういった雰囲気作りと就農への道筋を示せるものが必要なのではないかと思っています。真の地方創生は1次産業での仕事が成り立つことが一番だと思います。小海の産業、仕事づくりにしっかり取り組んでいただきたいということを重ねてお願いいたしまして私の一般質問を終わりにします。
議長	以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。
<u>第10番 井出 薫 議員</u>	
議長	次に第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。
10番議員	10番、井出薫でございます。今日は国民健康保険税のシワ寄せ、上乗せ課税について。それから、町の林業振興策についてということで関係課長、

町長と議論してまいりたいと思います。

これまで健康保険税の問題については何回となく町長とも議論させてもらってきまして、例えば2014年の6月議会で国保税に対して一般会計を繰り入れるべきではないか。非常に高く大変だからというような議論をしまして、その時の議事録を調べてまいりましたら、町長の答弁は「国保税の基本的な考え方は被保険者に過度の負担とならない範囲内で適正な保険税率を持って維持し確保していくと思っている。小海町の国保税は近隣市町村と比較した場合決して高い位置にないだろうと思っています。」町長はこの時このような答弁をされ、またこの3月の議会で2017年に2%国保税を上げたという経過の中で長野県の保険協会ですべての調査してくれた資料を元に小海町の保険医療分と支援分が非常に高く県下で上位から7位、あるいは8位という状況であったというような議論をこの3月にしまして、その答弁として町長は「医療費が大きく伸びていく。それを賄うのに国、県の交付金を充て、不足分については基本的に国保税で賄う。大幅な税金の引き上げが非常に難しいというかたちになった時、いろいろな対策を議論していくことが肝要だと思います。」町長はこのように答弁されています。そこで町長は適正な保険税率を持って国保税を賄うという考え方であり、そこで私は何を以て適正な保険税と言われているのかという点が非常に疑問なわけでありましてけれども、いずれにしましても国保税は非常に高いというのは、これまでの県下の先ほど言いました資料を見ましても高いわけでありまして、県下の順位によらなくても小海町の例えば国保税の所得階層別割合という表を運協で出していただいたり、これまで議会で出してもらったのですけれども、いわゆる課税所得が200万円以下という皆さんが16%、17%である。家族数であるとか固定資産税などで違うわけでありましてけれども、低所得者と言われる皆さんでも10%であるとか13%というような負担になっているというのが現実的な資料であります。こういう中で私は右側の項目の中に書きました、しわよせ、上乘せ課税についてということで回収率96%の問題点ということで、①として税率決定での回収率。いわゆる決算で出てきた回収率ではなくて、税率を決める時の回収率という話ではなくて、税率を決める時の回収率と滞納分。ここら辺を多くの住民の皆さんに理解していただきながら、現状はどうなっているのかという点をまず説明してもらいたいのですけれども、国保税は元々大きな流れとしては事務方で算定し、運協で諮問され、それが答申されて議会で議決される。そういう流れになっているのですけれども、最初の事務方の算定から保険

	<p>税率案が決められるわけでありましてけれども、そこら辺の流れの説明をまずお願いします。</p>
町民課長	<p>お答えをいたします。事務方の方での税率の案の作り方ということでございます。今議員さんおっしゃられました通り最初に見込んだ中でそこに対する国や県の支出金、また退職者にかかる分としての支払基金などの交付金を充当して不足する額が当然国保税でお願いしなければならない額ということになります。さらにそのお願いする額から滞納分についてはある程度過去の徴収実績によりまして350万円から380万円というものが毎年収入になっているので、その年も収入になるだろうということで欲しい金額からまず差し引くという作業をします。仮に例えば前段階で国の交付金等の段階で1億5,000万円足りないというような数字が出たとしますと、そこへ今度は、400万円は滞納分で収入になるだろうという話しになります。1億4,600万円という数字を国保税として収入にしなければならないこととなります。その1億4,600万円に対してどうしても制度上、これはどこの自治体もそうなのですけれども、税の徴収率というものを勘案しないことには1億4,600万円というものが集まらないという結果になってしまいます。ですので、小海町の場合ですと現年度分の一般被保険者分、退職の分はこれまでの流れから、経過から100%という扱いにして、一般分につきましては通常の年の徴収率を勘案しながら結局そこで入らない部分を上乘せの数字として求めなければならない。ですから1億4,600万円欲しいのだけれども、徴収率を考えるとやはり1億5,000万円集めなければ1億4,600万円にならないという内部的に徴収率をかけながら算定する仕組みになっています。その96%というのは過去の徴収実績を概ねならしたものであるという理解で毎年同じ作業になりますけれども、おっしゃられるように滞納ありきで算定せざるを得ない状況で繰り返し行っているというところでございます。よろしくお願いします。</p>
10番議員	<p>ただ今課長の方から説明ありましたようにまさにしわよせ、上乘せ課税、私書きましたけれども、要するに皆さんもご存じの通り国保税をいくら集めるかという算定をする段階で徴収率、回収率はこれまでの経験の中で積み上げられてきている。ですから必要額で税率決定して課税したのでは100%回収にはならないということから96%とみて、残りの4%分をさらに上乘せ。先ほど課長が数字をあげて説明しましたけれども、一般分の中で例えば1億4,600万円必要な場合に1億5,000万円という税金の回収の計画を立てる。これによって税率を決めていくというやり方を取っているという</p>

	<p>わけであります。いろいろな事情でその税を滞納されている皆さんの分が国保加入者のある意味では共同責任になっている。先ほどこの町村でもやられているというふうに課長は申されましたけれども、やはり私は長年の公務員の皆さんの経験の中から生み出された手法であるというふうに考えます。国民健康保険を運営するのに必要な税金額が先にある、町長の言われる適正と言われる保険税率が後になってきている。私はやはりここら辺の有り方、やり方を改めるべきではないか。滞納分を一生懸命払っている皆さんに上乘せをして請求を出すというようなやり方。算定段階での回収率、滞納分上乘せは止めるべきだと思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。</p>
<p>町長</p>	<p>ご苦労さまでございます。今、制度的なことにつきましては町民課長から答弁させていただいた通りでございます。予定の徴収率というものを仮に96%と想定しますと、それで賦課総額を決定した場合については税率設定について4%の加算、上乘せされているというのはそういう言い方をすれば加算されているということになります。これにつきましては町民課長も答弁しましたけれども、国保に限らず介護保険でも、後期高齢医療でも、あるいは地方交付税の算定においても一定の徴収率を考慮して行っているということでございます。全てがごく普通のことであるというような認識をしています。そういった意味から私はこれがこういったことをすること、課税すること、これが適正な保険税であると、そういった認識の上に立って答弁させていただいたということですのでご理解を頂戴したいと思います。以上です。</p>
<p>10番議員</p>	<p>国保だけではなくて介護保険、それから後期高齢などもこういうやり方をされているというふうに町長は答えられましたけれども、交付税もそうだという説明をされました。いずれにしろ必要額先にありきということはいわゆる固定資産税であるとか軽自動車税であるとか、必要額があって課税しているというのとは事情が少し違います。そういうことでの有り方からしますと、やはり今のようなこういうやり方が町長は普通の事だというふうに長年経験されてきているから、町長から見れば不思議ではないことかもしれないけれども、税金をかける段階で滞納の皆さんの分を上乘せして税率決定をしていくというようなことは、私はどう考えても異常である。ましてや滞納のお金を集める、発生しないようにする、こういうことが納税している被保険者の皆さんのある意味では責任になっているというふうに私は思うのです。ですから、そういった意味ではやはり行政がしっかり</p>

	<p>と滞納に対して責任を持っていく。そういう姿勢こそとる必要があるのではないかというふうに私は思います。滞納をどう無くすかということで私は提案的に書いておきましたけれども、これまでも何度か議論してきたのですけれども、国保税などを滞納されている多くの皆さんが国保税だけではなくて、様々な町の税金、固定資産税から始まっていろいろな税金をためておられる皆さんがある。多くの方がそういう傾向が強いのではないかというふうに思いますけれども、私はそういう中でも、滞納はされていても頑張って分割なりいろいろな方法で納めてくれている、こういった皆さんもあるわけでございますけれども、私はやはり国もこれまで国保税の問題なんかでは、滞納により様々な問題が起きて、子供が病院に行けなかったとか治療が遅れて大変だったというような問題が起きて国の方では滞納に関係なく子供たちの保険証は支給するよというよなことがかつて通達されたというふうに私は記憶しているのですけれども、国保税はやはり命に直接かかわる税だということからすれば、やはり他の税金に優先して納めていただいた税金を、国保税から無くしていくというよな方策、これも一つの方策だと思いますけれども町長のお考えはいかがでしょう。</p>
町長	<p>収納対策ということになるかと思いますが、今ご指摘を頂いたように多重滞納者が多いということも事実でございます。そういったことから回収額の充当先をどこにするかということは、基本的には税目別に収納するというのが基本であると思っています。当然国保税を納める、あるいは家賃を納める、あるいは自動車税を納める、いろいろなことがあるわけですが、当然計画書を作りながらそういったかたちでやっていくということでございます。とは言っても滞納者にとって不利にならないように優先配当を実施している。そういったことも考えていかなければならないと思っています。ただそういった中で今お話がありましたけれども、分納計画等を立てていただきまして、計画的に納めていただく。そういったところで今お話がありました小中学生、学生、こういった皆さんについては当然小海町の場合には資格証明書は発行していませんし、またそういった短期の保険証についても除外し、便宜をはかっているということでございます。そういった意味ではその指導というか、通達というか、そういったものに従ってきちんと処理をしているということでございます。</p>
10番議員	<p>まとめでありますけれども、私が最初に言いましたように、国保税そのものが非常に大変な負担になってきている。これからますます医療費の増大</p>

とともに国保税の問題は大きくなっていくのではないかというふうに思います。そういう中で町長は適正な課税をし、納めていただいて足りなかった部分に対しては町の方で考えていきたいというようなことをこれまでも答弁され、27年度は実際にそのようなかたちもとったわけでありませけれども、私はそういった町長の姿勢があるというのであれば、わざわざ96%という回収率を税率決定の段階でしなくてもやっていけるのではないかと、というふうに思います。ぜひ考慮をお願いしたいということと合わせて、先ほども申しましたけれども、滞納の皆さんに対する分納などの税に対しては、納税者の方と相談してやっているということでもありますけれども、これまでも私は何人かの皆さんに国保税を払ったつもりなのだけれども、というようなことを町民の皆さんから言われたことがあります。私はぜひ命に係わる税金である国保税でありますから、介護保険も後期高齢もそうでもありますけれども、ぜひそういったかたちで町民の皆さんの真意、そういったものを汲んでいただきながら改めるべきところをぜひ考慮していただければということ強く要望しまして次に移りたいと思います。

次に町の林業振興策についてということで通告し、4月26日に南佐久中部森林組合との意見交換会が行われたわけでもありますけれども、そういった意見交換会の中からはぜひ私は行政がなすべきこと、こういうところが必要ではないかというような点を思いましたので、議論していきたいと思います。折しも5月28日には松原湖高原で佐久地区森林祭というのが開かれた。また、6月5日には全国植樹祭が開かれ、森林資源を次世代に引き継ぐ決意、こういったものが発信されたと新聞報道がされていきました。町議会でも林業振興ということで去年の11月に岡山県の西栗倉村へ林業振興地先進地視察研修が行われ、栗倉村の100年の森構想。先人が育てた森を活用しながら新しい森を育てていくという100年の森構想の視察と、それから西栗倉村地域の美作東備森林組合の取り組みなどを学んできました。こういったことから議会でも地元の森林組合でもぜひということで、4月26日に行われたという経過であります。森林組合の活動の報告もいただき、私が心に残ったのはやはり小海地域のカラマツの品質。こういうものが非常に高い評価を受けているということで、森林組合の事業としても非常に順調に推移しており、若い人たちにも入ってきていただいた。そういう中で活発にやっている。ただ地元の若い人たちがまだ森林組合に入っていない。ぜひそこら辺が上手くいくようにという話があったことを私は感じています。そういう中で私が感じたこともそうですけれども、その後いろいろ懇親会やい

	<p>ろいろの中で、実は議会でも視察がどうのこうのみたいな話があった中で、森林組合長の方から北海道の下川町、下川の森というこの町と森と木の一生、持続可能な森林経営とはというような資料もいただいたのですが、ぜひここへ議会としても視察に行ってもらえないかというような話もいただいたわけでありまして。議会としてはすぐには取り組めないということでもありますけれども、この下川町はゼロエミッションの木材の利用ということで、ゼロエミッションというのは廃棄物をできるだけ出すことなく資源を有効に活用するというので、柱からいろいろな材木としての利用の上に、木質バイオマスの活動であるとか、あるいは炭を作ったり、木酢液の話などがここに載っていますけれども、そういった活動のパンフレットの紹介いただきました。森林組合長としても木材を100%使い切るというような方向も、ぜひ町でも考えてもらいたいのではないかとというような想いもあって、私たちにこうした提案をしてくれたのではないかとというふうに思います。この森林組合長の山下さんという方なのですからけれども、やる気とこだわりで商品開発をしてきた。こんなにいろいろ上手く進んでいくとは思わなかったというようなことを言われています。町長も聞いているかどうか分かりませんが、森林組合長の紹介ですからまたインターネットなんかで調べていただければというふうに思います。質問に入りますけれども、木を植えて、手入れをして、育った木を伐って跡地にまた木を植えるという林業のサイクル。やはり森林を健全な状態に保ちながら持続的に木材を利用する人工林作りというようなことを考え、小海町は人工林の内66%がカラマツだというふうに聞いていますけれども、森林組合が言われた中で、今言ったことは全部活動として必要なのですが、木を全部伐った。伐って出すことに対してはある程度の採算的なことの話や補助や、そういったことがあるけれども、問題はその後、木を植える、あるいはどういう森林を私たちは創造し、作っていき、後世に伝えていくのか。またまた引き続きカラマツ林を将来に伝えていくのか。例えばカラマツの林を作るのならそのカラマツの林、そういうものをどうやって作っていくのかということを私は考えなければならない時期に来ているのではないかとこのように感じました。そういった点で町としてのそこら辺の考え方、そのようなものをぜひ伺いたいです。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。お答えする前に先ほどの件でございますけれども、ご要望として国保の件でお聞きいたしました。しかし私の立場からすれば当初予算の中ですでに歳入欠陥を起こすような予算というものは立てられ</p>

	<p>ないと思っていますので、ご要望としてお聞きはしますけれども、その点についてはぜひご理解を頂戴したいと思います。</p> <p>それでは今のご質問に対してお答えを申し上げます。佐久の森林祭、5月28日に松原湖高原で行われました。議員の皆さんにもご出席いただきまして本当にありがとうございました。また6月5日には第67回の全国植樹祭が長野市を中心に行われたところがございます。今その中でまさに井出議員さんがおっしゃったこと、人、夢、緑、信濃から未来につなぐ森づくりというのがテーマでございます。森の恵みに感謝し木を育てて未来につなげる大切さ。また、森を守る大切さという意味で、植えて、育てて、そして利用する。こういったサイクルをずっと未来までつなげていくということが大きなテーマでございました。また森林組合との意見交換につきましては課長から有意義な会議であったということで復命を頂いているところがございます。交換会に出席された井出議員さんの思い、感じたことも今お話を頂きましたけれども、その中で利用した後の対策ということでございます。今千代里財産区の山林を利用いたしまして、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターの水源林造成事業を活用して撫育をしていきたいという考え方を持っています。これは保安林の造成事業ということでございます。皆伐をしたところを地拵えし、そして植林をし、そしてその後5ヵ年程度センターで効率的に作業をする。それについては、委託先は森林組合にお願いをしていくということでございます。当然造成をするということでございますので広葉樹もありますし、針葉樹カラマツを植林する、そういったところもございます。そういった中で平成28年、今年度の秋には溝の原区内の荒廃林、要するに既に全伐したところを10ヘクタール程度、この施業で実施してまいりたいと思っています。やはり今井出議員さんもおっしゃいましたけれども、伐期を迎えている山林が非常に小海町は多い。また、材質も素晴らしいということでございます。しかし、販売した後のサイクルをしっかりとやっていかなければならないということで、今年度から試験的にこのセンターの力をお借りして実施してまいりたいと思っています。いずれにいたしましても、これらの課題については森林組合等のお力添えを頂戴しなければなかなか推進できないという現状がございますけれども、しっかり取り組んでまいりたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。</p>
10番議員	<p>ただ今町長の方から千代里財産区の方で一定の取り組みの計画があるという話が出ましたけれども、ぜひそういった点はよく吟味していただきな</p>

	<p>から進めていただくということで、私が先ほども伺いましたように、これから先の我が町の林、森をどういうふうにしていくのか。カラマツで行くのか、今広葉樹みたいな話もあったのですけれども、カラマツ林作りで行くのか、それともまた違ったかたちで、私は木の方はあまり詳しくないのですけれども、それで行くのかというような町の方針。もちろん個人の財産の問題もありますけれども、基本的には行政がやはりそういった将来に向けての計画というものをしっかり練り上げていく。まずそこら辺が私は必要だと思うのです。それで小海町、町、人、仕事、総合戦略では9ページの中で林業については経営基盤の強化を図るとともに、適正な森林の整備を推進します。またインターンシップや地域おこし協力隊を活用した担い手や後継者の育成に取り組むということで林業経営担い手促進事業とインターンシップ事業というふうに書かれているわけです。担い手はもちろん育てるということは当然でありますけれども、例えば去年の12月9日にもりました町の長期振興計画の林業の部分を見ましても林道の改良事業、それから森林造成事業、750ヘクタールとか書いてありますけれども、後は森林ボランティア事業、森林作り推進事業として緩衝帯整備や松くい虫対策、あるいは有害鳥獣の関係とその最後に町有林整備事業ということで27年から28年度に約50万円載っているというような長期計画の計画になっているのですけれども、私はやはり先ほどの農業もそうですけれども、行政がやはり我が小海町の森、林業をどのように育てていくのかという基本的な方向性というものをしっかり想像し、作り上げながらそれに向かってどういう体制を作っていくのか。協力隊の皆さんの知恵を借りるのも結構ですし、森林組合の皆さんの協力も得ていくということは重要でありますけれども、大切なのはそういうことを行政がやらなかったら他にやるところがないということでもあります。私は3月の議会でも申しましたけれども、農業の事は農協、林のことは森林組合、商工関係は商工会なんていうやり方から、やはり行政が果たすべき役割はどこにあるかというものをしっかり見出していきながら、先ほど来私が言っていますように、小海町はどういう林を作っていくのか。そのためにはどうするのか。そういうものをしっかりと計画していくということが必要だと思いますが、町長そこら辺はいかがでしょうか。</p>
町長	<p>お答えします。小海町の山林というのは9250ヘクタール、膨大な面積があるわけでございます。当然その内約1800ヘクタールくらいは国有林ということでございます。また町有林とか財産区も約20%ほどそれを占めている</p>

	<p>ということです。近年、南佐久中部森林組合が、非常に仕事量が増えて、そしてそれに対応するために多くの新規の職員の採用を積極的に進めている。佐久市の方から通勤している皆さんが非常に多い。こういった話も懇談会の中でなされたのではないかと思います。町内の森林整備を進めていくということについては雇用の面からも、非常に大きな意義があると思っていますところでございます。当然町としては林業振興策としてももちろん森林組合の強化と支援。そして植林した後の対応として有害鳥獣の駆除であるとか、あるいは造林事業等への補助、あるいは支援、林道とかそういったものの基盤整備、あるいは観光と合わせた森林の活用、こういったことを推進していくべきだと。長期振興計画にもその旨が記載されているわけでございますけれども、町では平成28年度、造林事業の補助として400万円計上をしたところでございます。また、先ほども少し触れましたけれども、地域おこし協力隊についても今のところ7月1日には着任していただけるだろうと。それから3年間ということですから3年後の6月の末までご協力が頂戴できる。そして願わくばそのまま林業に携わっていただく。こういったことで町内の森林の経営計画を立てることが、最も大事だと思っているところでございます。しかし、行政が、行政がと言っても、やはり餅は餅家であって、森林組合のご支援とご協力、そして共にやらなければこれは達成できないということでございますので森林組合とともに林務の担当も含めてデザインを描いてまいりたいと思っています。以上です。</p>
<p>10番議員</p>	<p>林業振興策、町長やはり小海町にとっても重要な産業の一つとして、先ほども町長の方からも出ましたけれども、森林組合も非常に好転しているというようなこういう時期の中で一層の事業の推進、強化を図っていくということは、私は当然だと思っています。ただ先ほど9250ヘクタールと言われましたけれども、こうした山を後の世代にどう残していくかというようなそもそも論は、やはり行政がしなければいけないというふうに思っています。ただ、その意見を、議論をどうするかという点では森林組合の専門家の皆さんや、また大学の先生なんかの意見も聞いてやるというようなことで進めていくということでもありますけれども、ぜひ私は林業だけではなくて、農業にしても研修センターの話は先ほどの埜議員の議論の中にもありまして、前回も非常に良かったというような答弁をしたからこれはすぐやるのかと思ったら、今日の答弁を聞けば先が見えていないというふうに感じましたけれども、農業振興にしても、商工振興にしても私はそうだと思うのです。一つ一つの審議会の中でやはり専門家の意見をしっかり聞きながら</p>

	<p>町としての夢と言いますか、希望と言いますか、私は西粟倉村の100年の森構想というスローガンは非常に好きであり、森林に対しての基本的なスタンスであるというふうに思っています。ぜひ小海町でもそういったものを作っていただきたいということを強く要望して一般質問を終わりたいと思います。最後に町長、先ほどの国保税の話でありますけれども、歳入欠陥の予算は組めないと、このように町長申されましたけれども、元々国保税は推計で成り立っている予算であります。交付税そのものでさえ推計で見積もった中でやると。それを根拠に税率をかけていくということでありますから、96%の回収率を見ないやり方が歳入欠陥を生むという根拠は理論的には私はないと思います。大事なことは長の基本姿勢ではないかということ強く指摘しまして、一般質問を終わりたいと思います。</p>
議 長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。 以上で、今定例会の一般質問は終了いたしました。</p>
<p><u>日程第3「請願・陳情等」</u></p>	
議 長	<p>日程第3、要請第1号についてを議題といたします。 要請書の朗読及び審議は、付託する委員会をお願いいたします。本案については、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
議 長	<p>従いまして、要請第1号は総務産業常任委員会に付託することといたします。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして、明日、8日午前10時から現地視察を行ないます。視察箇所については小海高校桜並木、千代里牧場、宅地造成予定地となります。なお、服装は作業着、長靴着用でお願いします。又、現地視察終了後、午後1時から全員協議会を行ないます。 これをもちまして、本日は散会といたします。 ご苦勞様でした。 (ときに16時01分)</p>